

389

16



複写

始



THE WORLD-RECONSTRUCTION



マスター、オブ、
關和知述

普通選舉

世界已往選舉

早稻田大學
出版

389-16

序

普通選挙の問題は現代に於ける我政界の一大問題となつた。此問題は政治上、社会上、産業上の一大革新を意味する大問題である。單に普通選挙と稱する標語の一般に傳唱せらるゝことに依りて、果して國民がその意味を諒解するものなりや否やは大に考慮すべき問題である。昨夏早稻田大學の青柳教授より普通選挙に對する解説を爲すべく託せられたが、公私匆忙遂に遷延して今日に及んだ。其内容の蕪雜なる到底識者の一顧に値せざるは自ら承認する所なれども、一般民衆に對する本問題の理解に資するに於て、多少裨補する所あらば著者の幸である。

大正九年一月十五日

關 和 知

序

大正
9. 3. 19
内交

普通選舉

マスタートリー、オ
ブ、アーツ
關 和知述

第一章 緒論

余は持論として普通選舉の主張者である。嘗て第二十七議會の當時普通選舉の法律案が衆議院に提出せられたる際、余はその特別委員の一人であつた不幸にして同案は衆議院を通過したるも、貴族院の保守的官僚派の爲めに排斥せられて無慘の運命に終つた。爾來十餘年我政界の幾變遷につれて革新的氣分は所謂妥協的氣分の爲めにその氣勢を挫折せられ、民間の政治思想は頗る微温的となり、第三十議會には、余が國民黨として、納稅資格五圓、年齢

第一章 緒論

制限二十歳を標準とせる一種の選舉權擴張案を提出するや、政友會其他の各派は擧げて之に反對し、本案を否決し去つた程である。其後の議會に於ても數ば選舉法改正案は提唱せられたるも、反動時代の沈衰せる政界には公々然として普通選舉論を提唱するもの無く、僅に一部理想的、學究的題目たるに過ぎなかつた。最近大隈内閣の時代に在りても選舉權の擴張に就ては確的なる成案を得るに至らず、寺内々閣に及びても第四十議會に單に人口増加に伴ふ議員の別表改正を提出したるに止まり、然も之すら政友會の小選舉區制と交換的に相互撤回の始末に終つた。適々第四十一議會に際して、多年黙々裡に閉息し居たる普通選舉の要望が世界大戰に伴ふ思想界の變動に刺激せられ、俄に火山の爆發せるが如き勢ひを以て叫び出され、其の反響は一時凄まじき勢ひを以て議會の周圍に鳴動した。是より先政友會内閣は早くも選舉法改正を企て、納稅資格三圓の程度による擴張案を定めて議會に臨み、國民黨

憲政會と共に直接國稅二圓に加ふるに中等教育乃至兵役義務の終了者に及ぼすの案を提出し以て時勢の要求に應ぜんとした。然るに外間に於ける普通選舉の運動が次第に猛烈になるに連れて、院内に於ける各政黨は、何れも之が爲めに狼狽し、懊惱し、實際少からざる影響を受けたのである。左りながら政府も政黨も共に選舉權の擴張を目的とし、制限選舉の主義を探りて未だ普通選舉の實行に就ては時機の尙早を主張して居つたのである。且つ其所謂普通選舉の運動なるものも冷靜に考察する時は、餘りに急激且突發的の傾向を有し、憲法上の一大革新的事業を成就すべく寧ろ實際的準備を缺くの嫌ひを免かれなかつた。之が爲めに普通選舉の提案は闇より暗に葬り去られ、姑息なる選舉法の改正が一時の便宜として不本意ながら成立を見るに至つた。余は昨年三月普通選舉運動の頗る高潮に達したる時、神田の青年會館に於て演説して、「普通選舉は憲法政治の性命である根本である。之が實現に對

しては國民は大なる犠牲と努力とを要する。憲法政治の實現の爲めには吾人の先輩志士は眞に血と涙の尊ぶべき犠牲を捧げたのである。爾來三十年の今日、閥族の勢力に依附寄生せる變態的政黨内閣を奉戴して甘心する國民に、果して憲法政治の生命を擱得すべき犠牲的勇氣ありや、奮闘的自覺ありや」と語りたるに熱狂せる一部の聽衆は余を以て普通選舉反對論者なりと速断して嘲罵を放つたものが有つた。有體に自白すれば余は今日も尙斯の感を抱き斯の疑を有つて國民の覺醒と發奮とを促すものである。余は普通選舉の主張と運動とが、國民の大多數により、而して各人思想の根柢より、實際政治の必要より、實生活の慾求より、強き決心と、確き自覺とを以て、特に今日世界改造の新機運に伴ふ國家的一大動力として發現し來らざるべからざるものなるを信する。決して野心家、虛名家、煽動家の投機的、演技的、若くは敵本的に騒ぎ廻る一場の流行的題目たるべからざるを信するものである。四十

一議會に於ける選舉法改正問題の失敗は眞に遺憾には相違無しと雖も、普通選舉の根本的主張は之が爲めに動搖さるべきでは無い。その時代的要求は之が爲めに消滅した譯では無い。苟も目的を達せざる限りは眼前一時の成敗利鈍に拘はらず、いよく倍々之を主張し、宣傳し鼓吹せねばならぬ。七千萬の國民を包有して世界の大国を以て處る我國に在りて百五十萬人の選舉者が三百萬人に増加したりとて其の比例は百人中僅に五人強に過ぎず。特に其の資格を直接國稅三圓を限りたるに於て偏頗不公平はますます甚しく、階級政治、少數政治の弊は依然として免かる、ことは出来ぬ。今日世界の大變局に處し、戦時は勿論平時に於ける國家的活動及發展が所謂國民的總動員に基本を置くに非ざれば全く庶幾することを許さざるのみならず現に文明列國に在りては、婦人の參政權をすら許與し、國家の重要問題に關しレフエレンダム(國民總投票)によりて之を決定するの制度さへ存する場合に臨みて、我に在

りては尙舊時代の制限選舉を維持するが如きは餘りに世界の太勢に遠ざかるものと言はねばならぬ。衷心普通選舉を熱望し、欲求するものに在りては洵に堪ふ可からざる痛痕事である。

左はあれ普通選舉は單に議論のみの問題ではない吾人は普通選舉そのものの實質を明かにし、政治上、社會上、經濟上將思想上如何の効果を齎す可きものなるかに就き一般に之が諒解を促し一面輕薄なる煽動家の道樂仕事に委すべからざると共に、他面その決して絶対に排斥し若くは危險視すべきものに非ざる所以を説示して一日も速にその目的の實現を圖るべきである。準備無き希望は到底達成すべきもので無い。吾人は空論と虚勢とを以て面白半分を試らる、デモンストレーションの無効なることを經驗した。四十一議會の失敗は寧ろ普通選舉の運動にとりては或意味に於て大に有益なる教訓であつた。眞個意義ある普通選舉運動は今後に於ける國民の内省的自覺より必然的

に徹底的に起り來るであらう。

第二章 普通選舉の意義

「人類は政治的動物なり」とは哲人アリストオトルの云はれた言葉であるが如何にも眞理である。元來人類は必ず多數共同して生活するものであつて決して離群孤立の生活を爲すもので無い。男女集つて夫婦を爲し、父子兄弟ありて此に家族を作り、部落を作り、社會を爲し、遂に國家を爲すは、生物學者、人類學者の齊しく認むる所にして又社會進化の歴史的事實である。カントが人類の國家を成すは人類の内心に存在する抵抗すべからざる絶對的命令に基くものなりと云はれたるも又此意味と同じである。既に國家を成すことが自然の本性たる以上は其の國家の生存發達に對して相協力することも必然承認せられねばならぬ。然して人類が相協力して各自の生存を完全にし、同

第二章 普通選舉の意義

時に國家の生活を充實せしむるの手段を稱して政治と云ふのである、従つて所謂政治の理想目的は良く此の人類の本性を遂げ、その目的を完了するに在りと云うて差支へ無い。

然らば如何なる政治が最も此の理想に近きものなるかと云ふの疑問が生じて来る。此場合に於て政體の區別に關する學理上の詳しき説明は暫らく措きて、大體よりすれば專制政治、立憲政治の二種に別つて論ずるを適當なりと信する。即ち專制政治が可なりや將立憲政治が可なりやと云ふ問題の解決によりて自ら判斷が定まるであらう。

專制政治とは君主又は爲政者が統治の權限を任意に行施して國民の絕對服従を強制する政治である。換言すれば治者被治者の階級的區別を嚴密にし、治者階級の特權利益を主として被治者即ち多數庶民階級の存在を認めざる政治を專制政治と云ふのである。而して之に反して立憲政治とは統治の權限は

法規によりて規定せられ、國民の存在を認め、その自由權利を保障し、治者をして之が侵犯を許さず、若し之を侵犯し又は國家の爲めに不利の政治を行ひたる時は國民はその責を問ふを得るの政治を立憲政治と云ふのである。唯それ政治の理想は、前述せる如く人類の本性を遂げ各人の生存と國家の發展充實とを圓滿成就するに在るを以て、專制政治が單に爲政者の任意により國民の服従を強制すると云ふの故を以て一概に惡政なりと云ふことを得ぬ場合がある。即ち未開草昧の時代に在りては、或る特殊の強力者が、統治權を獨占し、多數をして之が權力の下に壓迫強制するの必要がある。即ち國民の能力が低級にして自己の生存は勿論、國家生活の協力に堪へざる場合に在りては專制政治は寧ろ機宜の良政と稱すべくして、強ちに排斥することは出来ぬ只專制政治の弊として其の上にあるものは常に人類自然の本性に對して之を發展向上せしむるよりも却りて之を抑壓妨害するに慣るゝの傾あり。斯くし

て國民は遂に一部階級の奴隷となり、機械となり其結果國家生活の健全を傷
ひ不測の災禍を招ぐに至ることは古今東西史實の證する所にして何人も争ふ
との出來ざる點である。立憲政治は必ずしも理想的の善政と云はれぬかも知
れぬ、然しながら國家の發達、人文の進歩に連れて國家統治の權限が法律に
よりて規定せられ、爲政者任意の行施を許さず、その運用に就て國民自ら之
に干與するの權利を得せしむる所の政治なれば、專制政治の如き弊害無く少
くとも現代に於て最も進歩せる文明政治たることは論を待たぬ。立憲政治は
君主若くは爲政者の少數階級を目的とするものに非ずして、國民の大多數を
對象として考究施設せらる、政治である。國民は被治者として遇せられ、他
の指揮強制に盲従する政治に非ずして、自ら政治の中心に立ちて國家生活の
分擔協力に與かる所の政治である。アリストオトルの所謂政治的動物の本性
は立憲政治を完成するに於て始めて始めてその意義を完うせるものと云はれ得る。

カントの所謂抵抗すべからざる内心の命令が此に至つて實際に發現するの機
會を得るものである。即ち立憲政治は天性自然に順應したる政治と云ふを得
るのである。

立憲政治が最も理想に近き所の政治なりとして、偕て如何にして之を實行
すべきかと云へば、勢ひ議會と稱する機關を必要とするのである。然してそ
の議會なる者は本來の性質として全國民を一堂に會して合議せしむるに在る
べきも、如斯は實際に於て不可能なるが故に、特に其内の或少數者を選抜
して國民に代りてその權限を行はしむることになる。所謂選挙權なるものが
斯くして生じ來るのである。國民によりて選挙せられたる議員によりて議會
を組織し、議員によりて組織せられたる議會に於て國家の政治が討論審議せ
らる、もの即ち立憲政治の本體にして又常道である。此の意味に於て議會は
國民の代表機關であつて、立憲政治は一に國民政治の稱ある所以である。從

て選舉の權利なるものは苟も國家構成の一分子としてその生存を遂げ國家生活の協力分擔に堪ふる所の能力あるものは皆一様に享有すべきは道理の然らしむる所であつて、立憲政治の圓滿なる發達は所謂普通選舉によりて初めて期することを得るのである。立憲政治の一般の原則としては勿論普通選舉ならざる可からずと雖も、之を各國の事例に徴すれば何れも制限選舉に始まり漸次に發達して普通選舉に進むを常として居る。是れ蓋し選舉權の行使は國家に重大の關係を有し之を行使する者の側よりすれば一個人の意思を國家作用に及ぼす手段にして、國家の側よりすれば各人の意思に聽て國家作用を處する基準となるものなれば、總ての國民に對して例外無く等しく選舉權を與ふることは各國家社會の事情、國民文化の程度如何により自ら取捨制限の必要あるべきは又免る可からざる數である。現に普通選舉と稱するものに在りても必しも凡ての國民が盡く選舉權を有するの謂に非らず、小兒及精神喪失

者、女子公權剝奪者、又は停止中の者、禁治産者、破産宣告を受けたる者、貧民救助を受け又は受けたる者は選舉權を有せざるを常とするも尙普通選舉たる事を妨げない、所謂制限選舉なるものは國民一般の政治的能力が選舉權の行使に堪へず、且つ之に與ふるは却りて國家生活の妨害たり若くは危險なる場合に於ては、止むを得ず特別の要件を附して選舉權者の資格を定め國民中の少數者を限りて之に與ふるの制度である。即ち納税、財産、教育に就き一定の租税を納め又は一定の財産を所有し、或程度の教育を受けたる者に非ざれば之に選舉權を與へるのである。立憲政治を布き、議會を有する各國に於ても其歴史を考ふれば初期の時代は概ね此制限選舉の主義に基けるものにして、立憲政治の母國たる英國に於ても議會制度の初めより、或程度の財産資格を要件とし、漸次之を改正してその範圍を擴大し、佛國に於ても亦同じく憲政創立の際は財産によりてその權利を制限し、革命當時一時普通選舉

を採りたるも、一千七百九十五年の憲法改正によりて復制限選舉を採りその程度も反動的に頗る高かつた、此外の各先進國に於ても、亦然らざるは無しであつた。適ま第十八世紀末から第十九世紀の前半期にかけて歐洲大陸諸國に於ける政治上産業上の大變革に伴ひ、千八百四十八年の佛國に於ける二月革命に及びて、此に同年十一月共和政府の憲法によりて總ての財産上の制限を排除し、始めて所謂普通選舉を確的に實行することになつた。然して此風潮は延いて世界の各國に及び端西を初めとして、普魯西、丁抹、希臘、バ
イエルン、バーデン、ウユルテンヘルヒ、埃地利、瑞典及米國諸州何れも普通選舉を採用し、假し其間多少の制限を存するものありと雖も、實際は殆んど平等普通選舉に近い様な有様になつて居るのみならず、最近に及んでは伊太利、英國亦純然たる普通選舉となり、特に英國の如き一九一七年の改正により婦人に迄選舉權を與ふることになつた。

斯の如く普通選舉が世界に於ける立憲國の通例となつたのは種々の原因に依るとは云へその根本は全く佛國一流の天賦人權の思想が與つて大に力ありしことは否むことが出来ぬ。即ち人類は生れながらにして平等の權利を有つて居るものなれば選舉權も亦各人平等でなければならぬと云ふの思想である此天賦人權の思想は近代政治の學說として選舉權の根據と爲すことは出来無
いけれども、然も普通選舉の實現に對して確かに力ある動機たりしことは事實である。今日選舉權の意義は天賦の權利に非ずして國家の公的職務である
と云ふ説が一般に認められて居る。國家の公的義務として選舉權を解釋するに於てはその義務を負担し得る國民は何人と雖も之を除外すること無く一般
平等に分配するを以て國家の責任と謂はねばならぬと同時に、その義務を負
担し得る國民は又當然その分配に與かるべき權利を有すと謂はねばならぬ。即ち問題は如何なるものが此公義務を負担し得る資格能力を有するかに在り

然して一方國家に在りては、如何なる事情の下に國民をしてその義務を負擔せしむる必要あるかに在り。或る程度に達したる能力ある國民は主觀的に選舉權を要求するの權利を認むべく、或る事情に際しては國家は客觀的に國民に對してその義務を負はしむる必要がある。納税は國民の公義務である。同時に國家は此の公義務を果さしむることによりて國家自身の生存發達を充たすことが出来ると同じく、選舉の義務に服せしむるによりて國民の權利利益を満足せしめ、併せて國家自身の目的を遂行することが出来るのである。國民の資格と能力とは又國家の事情と必要とによりて異らざるを得ずと雖も、今日既に一般普通教育の制を布き、智徳の修養、以て獨立の生計を營むに足るものに於ては平等にその資格を認め、一樣にその義務を負擔せしむべきは獨り道理の然らしむる所なるのみならず、世界的共同生活を營む現代國家にとりては特に必要の事と云はねばならぬ。此の見地よりして我國刻下の事情

は如何。我國民の能力は如何に。

第三章 我が國體と普通選舉

第二十七議會に於て、普通選舉法案が衆議院を通過して貴族院に回附せられたる當時、所謂官僚學閥の頭目たる博士穂積八束氏は「普通選舉は我國體と相容れざる制度にして絶対に採用すべからず。今後と雖も未來永劫如斯案は貴族院の門に入ることを許さず」との意味の演説を爲し、案は美事に否決されたことは我議會史上永く記憶せらるゝ所なるが、これは實に普通選舉の主義を解せざるの甚しきのみならず、實は我國體及憲政の何ものたるかを知らざるの致す所である。抑も稱して我國體と云ふものは果して如何に解釋するのであるか。肇國以來三千年、上に天皇あり、下に國民あり、同一祖先の下に共同の福祉と繁榮とを目的として共同生活を營み會て揆離すること無き

もの即ち我が特有の國體である。義に於ては君臣たり、情に於ては父子たりその幸福利害に至つては固より一體にして二致あるべからず。民を赤子の如く愛撫させ給ふ列聖の大御心を拜すれば國民悉く參政の權を得て進で奉公の誠を致す普通選舉の制は眞に列聖の忻ばせ給ふ所にして君民同治の實斯くてこそ完きを得るのである、穂積博士の如き頑迷の説は今日に在りては殆んど聞くを得ざる様に時勢が進歩したけれども、然も世間には一部に尙斯かる類似の誤解を有するもの無きを保せず。是等の舊思想は從來或は憲法上の大臣責任論に於て、或は政黨内閣制に於て常に誤解の原因となり法理の形式に拘泥して動もすれば議會權力の發達國民勢力の増大を以て君主の主權の侵害と爲し、議會は單に一個諮詢機關たるべきを理想とする一派がある。議會を基礎とする國民政治、言ひ換へれば政黨内閣制度を以て君主權を制限するものなりとする主張よりすれば、普通選舉は更に危険の制度と感ぜらるゝであ

らう、往年民選議院論の起り自由民權運動の盛なりしや、彼等守舊派は是等の運動を以て革命の煽動なりと罵り之が主唱者を國賊なりと憤つたものである。焉ぞ知らん明治大帝は即位の初め戊辰三月十四日所謂五事の御誓文を發せられて「一、廣く會議を興し萬機公論に決すべし、二、上下心を一にし盛に經綸を行ふべし、一、官武一途庶民に至る迄各其志を遂げ人心をして倦まざらしめん事を要す、一、舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし、一、知識を世界に求め大に皇威を振起すべし」と宣はせられて居る。立憲政治の根本は此御誓文によりて明に定まつたものである。然して此の聖旨は本來「君は民を以て本と爲す」との仁徳天皇の詔りは勿論、聖徳太子十七條憲法に於ける「百姓禮あれば國家自ら治る」、「私に背き公に向ふは是れ臣の道なり、上和下睦則ち何事か成らざらん」、「大事を獨裁すべからず必ず衆と論ずべし」と云へるが如き高尚なる國家觀念に淵源し、プラトオが國家は最高の善なり」と稱せ

る政治哲理と一致するものである。上下心を一にして經綸を行はんとするには先づ國民の意思を統一し、その感情、理性を調整するを必要とす。之が爲には憲法政治は實に唯一適當の方法である。人民をして各其の志を遂げしむるには當然之が權利自由を認め、階級的軋轢若くは壓迫の弊を除かねばならぬ國家と稱する大機關をして安全に運用するには機械全體の組立を互に相衝突せしめざる様に接合し、整頓するを要す。大なる車軸も少なき齒車も一樣に活動し運轉せしむるを要する。既に立憲の制を布きて國民政治を行はる、に於ては、其結果として普通選舉の實施は當然豫期せらる、所の歸結である、頑固なる守舊派が今日普通選舉に對して尙國體云々を唱へて之に反對するものありとせばそれは又往年憲法政治に對する杞憂と同一に了るべきは明なる話である。立憲政治の實施は皇室をして倍々その光輝を發揚し、人民の幸福は益々増進したる如く普通選舉の結果も又必ず同一なるものあるを疑はぬ。元

來我國體の本義は吉田松陰の所謂「君臣一體」の特殊關係に存するものにて君は民を以て本と爲し、民は君を以て宗と仰ぐ、歷代天皇の政治は主として人民の爲めの政治である。人民の幸福、利益、繁榮が君主爲政の大方針、大目的である。然して人民の奉公的精神は一切の利益、幸福、繁榮を犠牲として君主に忠義を盡すに在り。相互に人道主義の基礎の上に立ちて没我的態度を以て相許して居る。如何なる場合と雖も君主の權力が人民の權利と衝突する事無く、人民の利益が君主の利益と相反すること無く、同身一體感應具通して所謂國體の精華を發揮するを得たのである。如斯倫理的、道德的高尚なる精神的結合によりて成れる國家は全く世界に比類無き所である。外國に在りては決して左様に往かない。君主と人民とは初めより相對的である、二元的である、利己的である。一方に權力主義の壓制君主あれば、他方に革命主義の國民的反抗あり。君主の利益は人民の利益に反し、人民の幸福は君主

の幸福と相容れず、互に利己的の立場に立ちて君民相敵對す。朕は國家なりと稱して所謂帝王神權説を以て臨む皇帝佛國のルイ十四世や、英國のゼームス一世の如きものあれば人民の聲は神の聲なりと唱へ遂に人民の手によりて皇帝を誅戮して憚らざる所の人民がある。見るべし彼の政治歴史は即ち君主人民争鬪、軋轢、放伐、革命の歴史であることを。斯様にして彼に在りては立憲政治が血によりて買はれたるに反して、我に在りては上下和樂の間に之を得た、聖徳の大なるに因るとは云へ人民の協力奉公の致す所たるも亦認めざるを得ぬ。人民の君主に對する犠牲、國家に對する至誠の我が憲法發布の上如何に力ある原因なるかは明治大帝の勅語に於て「惟ふに我が祖我が宗は我が臣民祖先の協力補翼に倚り我帝國を肇造し以て無究に垂れたり」と宣はせられ、更に「我が臣民は即ち祖宗の忠良なる臣民の子孫なるを回想し相與に和衷協同し益々我が帝國の光榮を中外に宣揚し祖宗の遺業を永久に鞏固な

らしむるの希望を同じし此の負擔を分つに堪ふることを疑はざるなりと詔らせ給ひたる聖旨に鑑みるも亦明かなる事柄にして此の人民に國家の大任を分ち、その義務に服せしむるも毫も憂ふるに足らざるのみならず、之れによりて國礎を永久に鞏固ならしむるに足るべきは、明治大帝が此の國民の政治的能力に對する飽迄渾き御信認の存する所たるを證するものである。此の仁慈と信認とを辱くしたる人民が、進で國家の政治に參與し、國民の義務として選舉權を行使するに於て、今日尙國體に危険である、憂患であると云ふものは是正しく國體も歴史も無視せる所の愚論にして併せて明治大帝の御詔勅の精神をも否定せんとするものである。

最近世界の一大思潮たるデモクラシイ（民主主義若くは民本主義）の勢力が歐洲戦争の結果として急激に我が思想界に浸潤し、政治は勿論社會萬般に互りて所謂民主化の傾向著しく權利の平等、利益の平等、義務の平等、地

位の平等てふ叫びが四方に反響し、成金の享樂主義に有頂天なりし時代の民心に一大覺醒を與へて、茲に普通選舉の運動となり、社會政策の要求となり滔々たる大勢は遂に世界を共通する新理想の水準に達せざれば止まざるの有り様を呈して來た。抑も這次の戰爭は專制主義と民主主義との衝突であり、官僚政治と國民政治との衝突であり、軍國主義と平和主義との衝突であつた。而して結局民主主義、國民政治、平和主義の勝利に歸したのである。從て今後の世界政局を支配する力は又主に民主主義に在つて存すべきは斷じて疑ひを容れざる所である。此場合に於て同一の理想、目的の爲めに世界戰爭に參加して共働協力したる我國がその勝利の名譽を分前すると共にその思想、精神の上に共通的の感化と影響とを受くることは蓋し必然の趨勢と云はねばならぬ。殊に我國の政治組織が遙に不完全にして、國民政治の實未だ備はらざるものあるに方りて、這般デモクラシーの急激にして且強大なる世界的新運動

に際會し、一種深酷なる刺激を感ずるは是れ寧ろ國民的向上性の然らしむる所である。專制主義、官僚政治、軍國主義を打破する唯一の武器は國民多數の手によりて行はる、所の選舉權である。國民的に選舉權の分配無き所には國民的の勢力を望むことは出来ぬ。國民的勢力を基調として運用せらる、政治で無ければ、自由、平等、平和の理想を實現することは出来ぬ。世界改造の大事業に従事したる光榮ある國民に對して、世界の各國民が共通的に有する選舉權を特に吝むべき理由は那邊に在るか。

編狭なる論者は此活ける事實と要求に對して尙言を構へて曰く「歐米の諸國は元來主權を人民に歸する所の民主國體である。我が國體は上御一人を以て主權者とする所の君主國體である。デモクラシーは希臘語のデモ(人民)クラシイ(支配)の義にて民主共和の精神、思想に立脚するものにして我が建國の精神、思想と相容る、ことの出来ぬものである」と。デモクラシーを譯し

て民主主義と稱するが爲めに、民主主義は共和制を意味するものと爲り、共和制は我が君制と相反するものとなる。左れば或種の論者は此民主主義の譯語を使用するを以て最も危険視し、『民主主義なら差支無い我が歴代天皇の政治方針は民主主義であつた。天皇の政治を爲される動機は人民の爲めと云ふと以外に無かつた。人民に參政權を與へられたるも民主主義から來た事である。憲法を制定されたのも無論民主主義から來たものである』云々と説かれて居る。斯くの如く同じデモクラシーの原語を民主と譯すれば危険なる共和思想となり、民主と譯すれば建國以來の我が政治と一致すると説くは畢竟するに譯語の相違にしてデモクラシーそのもの、否定では無い。従つてデモクラシーの思想そのものは解釋の如何によりて我國體に一致することにもなり又反對することにもなる譯である。吾人はその辭義や譯語の如何は問ふを要せない。今日に在りては何と研究しようとも、論議しようともデモクラシ

イは現在の活ける思想であり、事實であり、政治、社會の根本勢力であることとを認めざるを得ぬ。然して問題は如何にして我が國民の思想上デモクラシイを消化し、我國家の健全なる發達に資せしむべきかにある。憲法上の主権よりすれば兎に角に法理上の議論を別として政治的實體論よりすれば民を主とするも、民を本とするも敢て異なる所以を見ない。天皇は終始人民の幸福を懸念せられ時の宜しきに從つて制を定め、治を布かせられるのである。曾て天皇の爲め皇室の爲めに政治を爲さる、のでは無い。人民の爲めに爲さる、政治は必しも天皇親ら獨裁し何時迄も人民を政治の目的物として取扱ふの意味ではない。人智の幼稚にして能力の未熟なる時代に在りては愛撫補導主ら天皇の力に待たざるべからずと雖も、その漸く成長發達するに於ては人民をして自ら國家を負擔し政治に參與するを得せしむるも亦等しく人民の爲めの政治で無ければならぬ。人民の幸福は單に天皇の恩澤に浴して平和安樂を享

くるのみでは無い。自己の意思と能力とを自由に活動せしめて天皇の恩澤に酬ゆることの機會を得ることも亦大なる幸福である。幼兒は母の懷中に眠るを以て樂みと爲すべきも、成人は寧ろ自ら養ふを以て樂みと爲す。慈母の愛は唯その兒を哺乳撫育するのみが愛では無い、之をして成長獨立せしむるも亦大なる愛である。古來君の民を視る子の如く、民の君を親むる母の如き我が國體は、今日所謂デモクラシーの政治上の意義が要するに一般國民をして國家の政治の目的物たらしめずして、自己の意思によりて國家の政治を行はしめんとするものにて、國民は單に治めらるゝものたるに止らしめず、自ら治むるものたらしめんとするものであつて我が列聖の御旨意と眞によく調和すべき性質を有つて居るのである。特に明治天皇の治世に及びては我が政體に一大變革を來し歴世三千年専ら國民を政治の目的物として統治し來られたる君主專制の主義は民衆を相手として萬機公論に決する立憲主義となつた。

戊辰三月の御誓文に、『我が國未曾有の變革』と宣はせられ、更に十四年國會開設の勅諭に於て、『古今を變通し斷じて之を行ふ』と示させられたるが如き一面よりすれば民をして自ら治めしめんとする聖徳の宏大無邊なる所以を語らせ給ふものなると同時に、一面よりすれば時勢の進歩に従つてデモクラシーの理想の實現が國家當然の歸趣なる所以を明かにせさせ給ひたるものあるを知ることが出来る。所謂未曾有の變革と云ふ意味は政治の實體が從來のそれと異なる變化を指すものにして、古今を變通すと云ふの意味は決して彼の固陋なる論者の主張するが如き膠柱的政治を許さざる謂ひである。王道蕩々不偏不黨、時勢民意の宜しきに從つて治を爲し化を布く、是れ我國體の安固にして皇室の興榮、千秋萬古に渝る無きを得る所以であつて、人民の忠誠、自ら進て國家の政治を擔當するに堪ふるに及びて、天祖肇國の理想始めて全きを得たるものと稱することが出来るのである。此點に關して最も其の理想

を徹底的に道破したるもの彼の片桐健吉、河野廣中等二府二十二縣九萬人の代表者として明治十三年三月閣下に捧呈したる國會開設願望書に若くもの無し。その一節に曰く「蓋し人民の國家を結び政治を立つるも亦其本分を盡し、其道義を達せんとするに在るのみ。然るに我國の如きは古來政府獨り國政に任じ人民亦會て自ら之に關與すると無く自ら之を知らざるもの、如くせり。豈是れ斯を可矣とせん哉、蓋し此の如きは則ち是其自ら主人たるの力を空うし、一國民たるの權義を缺くの理にして眞に耻づべきも亦太甚しきなり故に臣等は今に在つて中心之を愧ぢ慄む、焉んぞ今より參政の權利を得以て陛下が多勞を減ずるを謀り、從來國家の政を舉げ皆悉く一に政府を煩はし政府を勞せし罪を償はざるを得んや、」(中略)「今其所謂國家の人民をして善く一和せしむるものは其をして自ら國政に干與せしめ自ら國事を審知せしむるに在り」云々。我立憲政治は實に上下の意思希望の一致によりて實現せら

れたるものなること斯の如くである。デモクラシーの眞義は我國體、民心の間には其の根柢の存することと以て知るべし。然して政治的デモクラシーの實際的發現は又全く普通選舉によりて期すべきものなること固より言を要せざる所である。カンニング曰く「革新なるが故を以て改良に反對するものは、異日改良に非ざる革新に逢着せざるべからず」と。是れ英國が常に適當の時機に於て改革を斷行し以て革命を避け得たる所以を語るものである。デモクラシーを畏れ、普通選舉を危むものは畢竟吾が國體を知らず聖旨を解せざるものにして、聽て普通選舉ならざる他の危險なる運命を招致するものなることを知らざるものである。

第四章 政黨内閣と普通選舉

我が帝國憲法は其の由來實に明治天皇の大英斷と民間志士の努力とに歸す

べき論を待たざる所にして其の形式に於ては大に中外に誇るに足るものあるも、然も憲法の内容及び實際の運用に於て仔細に考慮する時は幾多の缺點と不備との吾人をして慚怍たらしむるもの多きは頗る慨嘆に絶えざる所である。元來憲法なるものは國民の權利に關する法律上の保障を基礎として其の輪廓を劃定するものなれば憲法に先ちて法律の完成を要すべき筈である。所謂法治國の實備はるありて始めて憲法の内容を充實すべきものなるに我憲法は當時の爲政家が其の衷心憲法政治を欲せず、寧ろ閥族政治の實權を維持せんが爲めの私心よりして、表面憲法の形式を堂々たる大典に則りしに拘はらず、その内容を爲すべき各種の法律に於ては依然として舊時代專制治下の法律その儘に存續せしめて特に人民の權利自由に關する規定が、總て憲法の明文には法律の範圍内に於て云々の權利を有すとあるのである。法律に依るに非ざれば云々せらる、こと無しと明記されてあるのである。然もその法律は

安ぞ知らん憲法の制定前に在りて、専ら人民の權利を束縛する爲めに作られ爲政者の權力を極度に保護せられし法律なるを以て、吾人日本國民が憲法國民として普通に享有する言論、出版、集會の自由の如きも之を他の歐米諸國に於ける憲法國民と比較すること能はず。憲法の認むる自由は專制主義の舊法律によりて實際の支配を受けて居るのである。總ての法律が非立憲的に出來て居り、その非立憲的の法律の支配を受けて憲法政治の實を舉げんとするのであるから、此の種々なる矛盾が起り、衝突が起り、所謂半上落下の形式、内容相伴はざる非立憲的憲法政治の演出を見るに至つたのも無理は無い。憲法發布以來三十年、曩日之が爲めに一般祝賀會なるものが開かれたが、果して何の意味を以て祝されたのか諒解に苦まざるを得ぬ。博士江木衷君は憲政擁護の運動を評して我國の那處に擁護すべき憲政があるかと云はれたが實に適評である。人民の權利自由が法律上確的に保障せられずして憲法に何

の難有味がある。三十年を過ぎ、五十年を経ればとて何の祝すべき理由があるか。今日現に司法の有司の前に立てば日本人の監禁は十年でも二十年でも思ひの儘に行はれて之に對抗することは出来ぬ。無罪の人を虐待すること如斯なるも有司は之に對して責任を負はぬのである。行政の官吏は法律の牆壁に立て籠りて如何にして人民の權利自由を拘束し壓迫すべきかを考慮し居るのである。言論、出版、集會の自由は殆ど名のみにて官府の命令、注意、取締は實際非常なる威力を以て人民を脅かしつゝ、あるのである。警察官の行動は選舉の大勢を左右し、投票の神聖は全く無視せられて居る。是等の弊害は全く專制時代の因習に依ると雖も、抑も亦國家の法律が直接國民の權利自由を保障すべき憲法の精神と相伴はざるの致す所に外ならぬ。左れば我一般國民は概して個人の權利自由に對する觀念無く、他人の上に加へられたる權利自由の侵害は之れ即ち自己の上に加へられたる侵害たる所以を諒解し得

す従つて自己の權利自由に關する主張無きと共に他に對する同感同情の念を缺き、所謂社會的公共心、公德心、犠牲心を喪失して、動もすれば事大主義功利主義、便宜主義に陥りつゝ、あるを觀るのである。如斯の實狀は彼の卑劣なる閥族政治家、官僚者流よりすれば寧ろ其目的を達したるものにして、政治的魔術師の一大成功と云うて宜しいのである。即ち憲法の形式を人民に與へて專制の實權を閥族に收め得たるものである。此點に於て英國の憲法が人民の權利自由を法律的に確保する目的を以て大憲章を始め、權利請願、權利法典等、人民の財産の保護、人身自由の保護に基づく要求が遂に憲法を産み出したるものに比すれば、我憲法の發達の幼稚にして名實の相適はざる眞に偶然に非ざるを思はしむるのである。

吾人は我憲法の内容を充實せしめ、其の運用を完美ならしむるが爲めに先づ以て國民の個人の權利自由に對する觀念を明確にし、此觀念を基本として

法律の改正を企てることの必要を認むるものである。然して法律をして眞に憲法的精神に適合するものと爲すには、その第一手段として政府組織の實質を改革するの必要を認むるものである。換言すれば彼閥族官僚の舊政治家を排斥して、事實の國民的基礎を有する政黨内閣を打ち建つるの必要を認むるものである。然して眞個の政黨内閣なるものは普通選舉を實行するに非ざれば到底その理想を實現すること能はざるを信するのである。憲法創始以來今日に至る我が政治歴史は實に實質的國民政治を目的とする立憲思想と、國民政治を否定して形式的憲法の下に官僚政治を維持せんとする專制思想との衝突である。當時の閥族政治家が狡猾なる心術より割出されたる法律の作用によりて憲法上人民の權利自由を拘束するに全力を挙げたる一方に、議會に於ける人民の勢力を抑壓するが爲めに試みたる努力も又頗る非常なるものがあった。即ち所謂超然主義の標榜によりて政黨内閣主義に反對したる官僚一派

の傳統的作戦は特に記憶すべき點なりと思ふ。

抑も超然内閣主義の論據は所謂大權政治に在り、國家政治の中心は天皇に存するが故に補弼の大臣は名實共に君主に對して責任を有し、議會の決議等の爲めに進退を爲すべきものに非ず。従つて議會の多數を以て大臣の處決を議するが如きは是れ大權干犯の太しきものなりと云ふに在るのである。憲法發布の翌日を以て當時の黒田内閣が地方官に向つて宣言して「政府は常に一定の方向を取り、超然として政黨の外に立ち至正の道に居らざる可からず」と云へるを初めとして明治二十五年松方内閣の選舉干渉の際の如き、品川内務大臣は豪然として大權内閣論を高調し「第二議會の際破壊主義の徒暴横の議論を逞うし敢て天皇の大權を侵犯せんとし遂に議院の解散を命ぜらるゝに至れり(中略)乃ち此徒を斥けて忠良の士を舉げんが爲めに凡百の手段を盡して選舉に干渉せり單り既往のみならず將來同様の場合に際會せば必や

涉を行ひ神明に誓ひて破壊主義を撲滅せんことを期す」と傲語し、
 が如き、更に第二次伊藤内閣の當時地方官に訓示して「我が憲法の精神
 國務大臣は天皇の聖旨を奉じて萬機の政務を執るものにして他の權力に
 て支配せらるべきものに非ざるなり將來事實より政黨内閣を立てざるを得
 るの大勢を爲すあれば憲法は今日の精神を一變するの期無きを保せざれども
 我が現欽定憲法の精神は決して斯かる内閣の存立を期するものに非ず」と。
 明々地に政黨内閣を否定して、飽迄大權内閣の牆壁に立て籠り、以て民意の
 伸達を沮みその勢力の發揚を妨げ來りたる閥族政治家の心術の存せし所を知
 るべきである。然して此の思想は爾來三十年尚所謂元老なるもの、存在と共
 に存在して、時に種々なる消長はありたるも最近に至りて現に寺内々閣の如
 き純乎たる超然主義の非立憲内閣を出現せしめたるが如き、憲法政治の實體
 たるべき内閣組織の制度に於て依然として不安定の狀に在るもの即ち今日の

實際である。或は今日の政友會内閣を以て政黨内閣と稱するものがある、形
 式の上よりすれば政黨内閣と稱するも敢て差支無きが如きも、その實際を檢
 査する時は斷じて政黨内閣と稱することを許さぬのである。元來政黨内閣は
 國民の信認によつて成立し、責任を負て進退すべきを本則とするのである。
 然るに政友會内閣の成立は國民と没交渉なる元老の推舉に出でたるものなる
 こと嘗て從來の内閣と異なる所は無い。加ふるに政治上の責任より論ずれば前
 寺内々閣の與黨として内閣の政策に賛同したる政友會は成敗共に寺内々閣と
 責任を同するものである。寺内々閣の倒壞が内外政策の失敗に原因するも
 のなりとせば、政友會亦失敗の責に任すべきものにして、前内閣に代つて國
 民に見ゆるの資格は無い。内閣の興敗に關する政治上の責任明白ならず、單
 に寺内々閣に代ふるに政友會内閣を以てしたりと云はゞ是れ寧ろ超然内閣の
 延長と云ふに過ぎぬ、何の處に政黨内閣と稱すべき價値ありや。或は議會の

多數黨なりしが故に政權を得たりと云はんか、抑も政友會の多數とは何ぞ、超然主義の非政黨内閣たる寺内々閣を謳歌し、之に阿附結托して選舉場裡に臨み、閥族政治家の傳統的干渉手段の下に之が特別の保護と援助とを蒙りて不自然に製造せられたる多數が即ち今日の政友會である。若も寺内々閣が嚴正なる意味に於て國民の不信を買ひたるが爲めに交迭の餘儀無きに會したるものなりとせば、與黨たる政友會の多數は政治上に價值なく信用なき多數と云はねばならぬ。無價値、不信用の多數が、元老の推舉によりて内閣を組織したるものなりと云はゞ、是れ實に不合理極まつたる情實内閣である。如何にして政黨内閣と稱することが出来るか。然して如斯政權の情實的授受、非立憲的の交迭に對して社會上、政治上何等の制裁無く、批判無く、空々寂々として無關心に打過ぐる所の國民の前に眞個の政黨内閣、責任政治の實現を望むことそれ或は木に據て魚を求むるの愚に類する感無きを得ぬのである。

要するに我が憲政の進歩如斯幼稚にして、政權の推移如斯變調を見る所以のものは政黨それ自身の無氣力に歸せねばならぬ。政黨の無氣力は又畢竟國民の無氣力に歸せねばならぬ。而して我が國民が何故に然く無氣力なるかと云へば、祖先傳來の封建的遺習に因るとは言へ、是れ全く明治以來藩閥、官僚の所謂黔首を愚にして、毒を憲政に盛りたる畏るべき政策の結果に外ならぬのである。欽定憲法、君主即國家、超然主義、非政黨内閣、元老政治、選舉干渉、政黨操縱、妥協苟合、如斯き種々の題目と様々の手段とを以て、國民を欺瞞し、權勢を壟斷すること此に三十年、その初め民間の志士國士も何時か氣餒る力屈して相率るて閥族の前に膝行頓首し、政黨自ら白紙主義を展開して超然内閣の草紙に供するの甚しきに至らしめた。斯くて咀はれたる我憲政は全く生氣を失うて僅に形骸を存する許りになつた。閥族の毒手も實に畏るべきである。然してその能く此に至らしめたる原因は又實に國民の多數

を参政の圏外に驅逐し去り、人民の意思をして政治上伸ぶるの機會無からしめたる因習の致す所、知らず識らず、國民の立憲思想、權利觀念の如きは、芽を發するの違なくして早く枯死するの狀に陥り、國家の政治と自己の生活とは全然没交渉の感を抱くに至らしめた。何ぞ況や越然内閣、政黨内閣の問題をやである。如斯國民を基礎として政黨内閣の確立を得ざるは寧ろ當然である。従て國民をして親しく政治に參與せしめ、國家の慶福と、自己の權利との密接なる關係を自覺せしむる所の所謂普通選舉の實行は、自ら憲政の發達を健全ならしめ、眞個政黨内閣の樹立によりて、曖昧不合理の政權授受を防止する唯一適切なる方法なりと信するのである。蓋し普通選舉によりてこそ、始めて政黨の基礎の鞏固を得、政黨に對する國民多數の信認を表示することが出来る。今日の如き選舉制度は階級的少數政治である。階級的少數政治は閥族政治と最も縁故深きものである。

第五章 議會の立法と普通選舉

議會は國家の機關にしてその權限は主として政府の立法及豫算に協賛を與へ、行政各部の監督を爲すに在れども、その組織の實體よりすれば、國民の意思を代表して國家生活の總ての關係に參與するものなれば、性質上國民の代表機關である。議會が憲法上の條件に従ひて議決したることは即ち國民の意思宣言としての價值を有し、議會の議決の外に國民の意思の存在し能はざるは法理上實際上一般に認めらる、所である。従て議會の組織は或る特定の少數階級によりて構成せらるべきものに非ずして汎く各階級より選舉せられたるもので無くてはならぬ。議會を以て國民の代表機關たる實質を具備せしめんとすれば、勢ひその組織の方法を普通選舉に採り、階級に拘はらず一般國民に選舉權を與へ、その意思を政治上に徹底せしむるの必要なることは殆

んど言を待たぬのである。議會を以て國民の代表機關と稱すればとて、之が組織分子たる議員を以て直ちに選舉人の代理人なるが如く理解するは大なる誤りにて、議員は國民を代表して憲法上の権限を行ひ、決して選舉人の委任により、指揮に従つて職務を行ふものに非ず、然も議會に於ける議員は國民の所在階級より選舉せらるゝ結果として、議會の討論は各その立場を異にする所より各種の反對せる意見、主張の提出を見るであらう。此の各階級の権利利益の得失、衝突、矛盾が、遺憾なく公表せられ、論議せられ、研究せられて、總て調節せられ、統一せられ、裁決せらるゝ所に議會の妙用が存するのである。政治の旨諦が存するのである。社會の平和も、國家の進運も斯の如き機關の圓滑なる作用に由るものである。若し然らずして國民の一般が選舉權を有せず、議會の組織が一部少數階級を以て構成せらるゝに於ては、所謂議會の國民代表機關たる實を失ひ、立法行政總て階級的利益本位を以て行は

れ、多數國民の利益は遂に之が犠牲に供せらるゝに至るのである。國民の一部者に法律上の特別なる保護を與へ、權利の獨占、利益の壟斷を事としてその成功と幸福とを誇らしめ、他の多數をして差別的待遇の下に不幸と苦痛とを與へ、政治上、社會上奴隸の域に放置するが如き制度は決して國家の健全なる發達を期する途で無い。憲法政治の光明が國民の頭上に一樣に輝くに非ずんば暗黒なる專制政治と何の擇ぶ所は無い。觀よ、我が議會は果して國民の代表機關たる實を有するや否、その立法は果して階級的偏頗の嫌ひ無きや否。狹隘なる制限選舉によりて組織せられたる我が議會は從來六千萬の國民中僅に百五十萬人の少數に止まつて居たのである。即ち人口四十人に就き一人の有權者を有する譯にて、割合を以てすれば全人口の二割五分のみが參政權を得て他の七割五分は政治上の無資格者である。從て議會は國民の代表機關と云ふ可からずして全く少數階級の代表機關に過なかつたのである、我が

議會の立法が常に地主若くは資本家の利益に重きを置き、一般國民の利害休戚に冷淡なりし事實は全く此の根本的組織の不合理に原因するものである。試に其の一二の事例を挙げれば、元來租税の負擔は公平にして均衡を得るを以て原則と爲し、偏頗不公平を忌むは言を要せざる所なるに、我國に於ける直接税、間接税の負擔の割合は著しく不公平にして、最近の統計によるに國庫歳入の三割幾分が直接税にして、六割幾分が間接税に課せられて居る。地租、所得、營業税等の地主若くは資本家の負擔に屬するものは斯の如く少額なるに拘はらず、日常の必需品、一般生活に要する消費に對して間接税の負擔を受くるものは寧ろ多數の中流以下の國民である。斯る比例は既往各國に於ける實例としては露國以外他の文明國には見ざる所である。同じ財産の所得でも、公債若くは株券の如きものは五朱六朱の利益でも或は一割乃至十割の配當を受くるものでもその所有者は爲めに幾千圓幾萬圓の利益を得ても租

税を負擔せぬのである。一日一合の酒を晩酌に用ゆるものは一年八圓以上の租税を拂ひ、一日十二錢の朝日烟草一袋を喫ふものは又等しく一年十八圓餘の租税を負擔するのである。同じく租税の負擔を以て選舉權の資格を定むるに於て斯く直接税にのみ偏するは甚だ道理の無い話である。工場法の制定は單に労働者保護の爲めに必要なるのみならず、一般産業の發達進歩に缺く可からざる法制なるも、我國に於ては之が施行を見ること頗る遅く、政府が明治三十一年に始めてその法案を公示して以來、四十三年第二十六回帝國議會に於て漸く通過し、四十四年三月を以て公布せられ、然も實際の施行は正五年九月一日に始まりたる程にて、其内容は頗る不完全にして職工、労働者に對する保護規定充分ならず、例へば職工使用數十五人を以て限界とせる爲め、本法の適用無き小工場に於ては初年工、婦女工、羸弱工等の酷遇虐使を免かれず、大工場に於ける職工解雇に關する保護の不備なる爲め職工の地位極

めて不安なるが如き、業務上の疾病、負傷、死亡等に對する規定に於て不具
癡疾者の給與額最高二百五十圓を限り、遺族扶助料二百圓を限るが如き、幼
年労働者の修學を爲さしめざるが如き、専ら雇主、資本家の利益保護の立法
を見るは決して公平なる議會の所置と云はれぬ。今日世界の文明國が一般に
認めらるゝ所の労働組合なるものが我國に於ては法律上に之が成立を認めら
れず、否之が成立を認められざる許りで無く、殆んど之を禁止せられて居る
所謂治安警察法第十七條の規定によりて日本の労働者はその共同の利益を保
護し、權利を主張するが爲めに聯合協議することすら不可能である。資本金
備主は共同聯合して自己の利益の分前、權利の範圍を恣に擴大し、法律の
特別なる保護を樂み得るに反して労働者は生産の一要素たる正當の地位をす
ら認められず、契約の自由は事實に於て没却せられ生活の不安、人格の無視
殆んど云ふに忍びざるものがあるのである。然して我が議會は之に對して冷

然として居るでは無いか。労働保險の制に就ても未だ何等成案の見るべきも
の無く、太しきは即ち立案に對する官署の所屬すら分明ならざる始末である
其外地主と小作人との關係を規定すべき小作法の制定が今に見ることを得ざ
る、租稅制度の不均衡が容易に改善せられざる、所謂社會政策的立法の毫も
實行せられざる、或は教育の施設に於て徒に高等教育機關の擴張に厚く、大
切なる一般國民教育に對して國家の補助の極めて薄きが如き畢竟するに我が
議會の組織が階級的代表即ち資本家、地主を以て構成せられ、一般的國民の
代表的性質を缺如せるが爲めに外ならぬ。從來の政府が議會の協賛を経て行
ふ所の政治は資本家、地主の協賛を得るのであつて國民の協賛とは云へない
議會自ら立法を爲す場合と雖も、その實は資本家地主が立法を爲すのであつ
て、國民が自ら立法を爲すのでは無い。資本家本位、地主本位の議會に在り
て如何にして公平なる政治、國民的立法を望むことが出來ようか。更に最近

我國に於ける物價騰貴に伴ふ生活問題の危機に際して之が適切有效なる救済策の一として通貨の收縮を謀るに在ることは苟も經濟學の一ページを學びたる者の皆知る所なるに拘はらず、政府及議會の多數が通貨收縮を斷行する能はず。當局者自ら「通貨と物價とは關係無し」杯放言して無爲無策に過ぎ、倍々經濟界の空氣を險惡ならしめ、中流以下多數國民を困迫せしめて知らざる如き態度に出づる所以は何であるか、是れ通貨收縮は直接に當面の企業家資本家の利益に大打撃を與ふる恐れあるが爲めに、之が忌憚に觸る、を以て政府の不利と爲し、眼前の苟安を旨として國家不測の憂患を傍觀しつ、あるのである。米價の暴騰に就て世論の囂々たるに會しては米價の騰貴は農民の喜ぶ所、之を調節するは良策に非ずと云ふもの亦全く地主の歡心を得れば、中流以下國民の生活の如き深く意とするに足らずと爲すの姑息なる心術に出づるものである。一國の政治が斯の如く低調不純に陥られる今日の如くんば

之によりて及ぼす所の國民思想の變化、社會組織の動搖は遂に容易ならざるものあらんを恐る、のである。

我が國民は憲法を所有し、議會を所有し、一視同仁の聖恩を荷うて共に政治に參與すべき權利を有つて居る。憲法は少數者の憲法では無い、議會は一部階級の議會では無い、然るに彼が如き偏頗の政治、不公平の立法が行はると云ふことは、根本に於て國民の多數を除外せる階級的制限選舉により、不合理、不健全なる議會を組織せるが爲めである、資本家、地主の利己心を以て、憲法の精神を毒したる結果である。今日の急務は議會の組織を改革するに在る、政治の純粹を回復するに在る。國民中苟も陛下の赤子として忠良の志あるものは何人も政界の一部に與かるを得ざるもの無がらしめ、腐敗せる我が政界に清新なる血液を注入して全身の活動を促すに在る。然して此途は一に普通選舉に據らざるを得ぬ。即ち議會をして眞個に國民の代表的機

關の體様を全からしむるは普通選舉の實行に在りと信するるのである。

第六章 世界大戰と普通選舉

今次の世界大戰はその終始を通じて人類歴史に一大變革の機會を與へ、あらゆる國家あらゆる民族に一大衝動を與へ、一大刺激を與へた。此變革の機運に際して時に我國の著しく感受したる所のものは所謂デモクラシーの思想である。由來此度の戰爭の原因は形式の上よりすれば英獨の世界に於ける爭覇戰に在りと稱すべきも、之を思想の上より判すれば民主主義と專制主義との衝突に在つたのである。專制主義の獨逸國が其の武力を恃んで世界の平和を脅威するに方り、民主主義の英國が正義人道の鋒を執つて起つた。而して餘の列國は此の思想に共鳴し、此の主義を支持するが爲めに或は敵となり或は味方と爲つたのである。從て此の勝敗は一面より觀れば世界の思想

を獨逸化するか、英國化するかの岐れ目であつた。幸にして勝利は民主主義に歸した。專制的軍國主義は敗れた。斯くして世界の思想は民主主義に對して一段の權威を加へ、勢力を與へ、其の影響する所、唯に各國各民族の政治組織のみならず、社會組織、産業組織及び生活狀態の上に根本的改造の動機を誘致し、所謂一切の民衆化するものが現代の活ける大勢となるに至つた。吾人は此の現代的、一大思潮の前に立ちて日本の國家社會を觀察する時、無量の感慨と興味とを禁する能はざるのである。

回顧すれば今より五年の昔である、我國が初めて獨逸に宣戰したる當時、國民の多數は眞個に戰爭の意味を諒解して居なかつた。否社會の上流に位する元老、政治家、學者、軍人等の多くは對獨宣戰を以て國家の不利と爲し、外交の失敗と叫び、甚しきは獨逸の勝利を豫想して、日獨同盟論の如き説を無遠慮に放言する者すら有つた。是等の意見を有するものは殆んど戰爭の終

局に近く迄も尙同一の考を抱き、その休戦の曉きに及びても獨逸は決して斯かる條件に屈服するものに非ずと確信して居つた者が少く無かつた。斯かる親獨的思想は抑も何に由つて然く我國に蔓延して居たのであるか、當時の政府が斷乎として宣戦し、與國と共に獨逸討伐の共同作戰に従事しつゝ、ある場合に於て、國內に彼が如き變調を見る所以のものは實に奇怪の極と云はねばならぬ、然も是れ決して奇怪にもあらず、不思議にもあらず、事實を云へば我國民の思想なるものは永き間全く獨逸思想の感化を受け、獨逸の學問獨逸の藝術が専ら尊重せられたるのみならず、政治組織に於て上は憲法より下は市町村の自治及警察制度に至る迄、悉く範を獨逸に取て居た、殊に陸軍軍事の編制は勿論、軍器、服裝の末に至る迄、等しく獨逸を眞似て居た。加之我が政治上の權力が軍閥官僚の手に在りて國民に臨むに強制服従を旨とするは眞に官僚式軍閥政治の獨逸を彷彿せしむるものがあつたのである。左

れば我國民の思想界に獨逸の勢力が跋扈を極め之を尊重し、崇拜するの餘りその感情も亦自ら獨逸化するに至りて、現に自己の國家が世界の平和人道の爲めに獨逸を敵として戦ひつゝある、その高尚なる理想、公明なる理義を諒解する能はざる迄に至つては、我國に於ける獨逸的思想の根柢仲々に深きものあるを思ふと同時に、世界の一大思潮たるデモクラシーの宣傳感化が更に我國に於て重要に且切實なるものあるを覺ゆるのである。獨逸の敗亡はカイザルの失敗では無い、武力の失敗では無い、國民の失敗では無い、その根本は全く獨逸の專制的思想に基づく軍國主義の失敗である。此の思想は現代の文明と相容れず、世界の平和と並立たず、而して人類の幸福と一致せざる野蠻にして悖逆なる思想として社會的一大制裁を加へられたるものである。彼の講和條約は獨逸國家の改造を唯一の條件として初めて成立を告げた。即ち舊獨逸思想は征服せられて新しき民主的思想の獨逸が生れ出でた。斯くて五

年に互る世界の大戰が意義を爲すものといはるゝのである。ウイルソンの所謂「各國人民は專横無責任なる武力によりて支配せらるべきものなりや、又自己の自由意思によりて治めらるゝものなりや」と云へる戦争の眞意義は此に闡明せられ、決定せられたのである。

滑稽なるは此戦争の終局に對して喫驚狼狽せる我國の親獨論者なり、獨逸化せる亡者なり。彼等か世界無敵と崇めたる獨逸の滅亡、軍閥政治の本質と奉れる獨逸の倒壊、理想的の大帝國と仰ぎたる獨逸の瓦解は、彼等に取りて眞に意外の沙汰であつた。然しながら如何な最眞目にも事實は遂に事實である。獨逸を倒したる民主的思想は更に勢を加へて世界の全表面に盪溢し、進で我國を蕩漾せんとするの狀態は刻々に迫り來りつゝ、あるのである。大變革、大改造の運命は早く海を渡りて東洋の島國を襲うて居る。獨逸思想の忠義者となつて專制的軍國主義の爲めに闘ふか、民主思想の先頭者となりて世

界の文明に光彩を與ふるか、日本は實に戦争の結末に鑑みて二途何れかを擇ばねばならぬ。

觀よ日獨宣戰に對して憂慮に堪へずと唱へたる親獨的政治家の口より「豫期の如く聯合國の勝利に歸し世界人類の爲めに慶賀に堪へず」との世辭を聽く世の中となつたでは無いか。然して純乎たる獨逸式の官僚學者が俄に大學の講壇よりその從來の大權政治論を一擲し去つて、「今や國內情弊充滿し、政黨も官僚も行きつまりて一舉に之を打開疏通するに非ざるよりは、大日本帝國將來の進運を期すること能はざらんとす余は其の第一着を以て普通選舉の採用なりと爲すものなり七千萬人融和混一、一人の不平なからしめ悉く陛下の赤子をして心神を捧げ大に國體の精華を發揮して、維新の宏謨を繼ぎ帝國萬代の基を定めんは今正に其時に非ずや」云々と明言する時節となつたは無い。吾人は斯かる政治家、學者の豹變を以て深く彼等の爲めに喜ぶと共

に專制的の獨邊思想が漸く地を掃ふに至れるを以て國家の爲めに慶せざるを得ぬのである。大戰の教訓は國家の運命は國民全體で維持せなければならぬ一部の階級。特權者流のみでは如何な英雄でも用を爲さぬことを事實に於て特に證明したことに在る。國民全體が國家の運命を維持するには國民の各個の思想に自己の運命と國家の運命との密接なる交渉を有するとの自覺を得せしめねばならぬ。而して此自覺は平生國民の頭腦に國家的意識を徹底せしめねばならぬ。此國家的意識の徹底は即ち國民をして直接國家の政治に參與せしめ、權利行使の訓練を與ふるに在ること又言を俟たぬ。此の思想に準據して我國の政治組織、立法制度、産業狀、態軍隊、及教育等が獨逸の敗亡と共に全く一變せざる可からざる事情の下に在るは、國家生存の必要上蓋し必至の理勢なりと謂はねばならぬ。所謂國民總動員は戰爭に對する場合に於てのみならず、政治上にも、産業上にも悉く總動員を以て之に策應し、之に基準

して活動するを要するのである、昨日の官僚學者が俄に普通選舉論を唱道するに至れるは寧ろ怪むに足らぬ。講和會議の結果は世界改造の第一着歩である。然して此改造の前に國家自らの改造を要することの最も急迫せるものは又我が國を措て他に無かるべきを思ふ。

講和會議は所謂世界の永久的平和の目的の爲めに戰爭直接の善後處分よりも先づその根本的原则として國際的聯盟なるものを成立した。ウイルソン大統領が唱へた許りで無く、スマツツ將軍が之を唱へ、グレイ卿が之を唱へ、佛國の政治家も、伊國の政治家も、何れも之に相和して、遂にその初め一の空想たり、幻影たり、學究的題目たりと種々なる批評の内外に盛なりしに拘はらず、兎に角實現することになつた。假しや多少の矛盾があり、缺點がありと稱するとも、世界人類の造物物として超國家的の理想的團體を形成し共同の幸福、共同の利益の爲めに國際的協力の義務を分擔するに至りたる此聯

盟は、決して輕視するを許さざる所の貴重なる一大產物と云はねばならぬ。グレイ氏は曰く「國際聯盟の思想を受納し單に之を表面虚飾の辭令たるに止めずして其の實際政策の根柢とすることの爲めには各國家が自ら主權を制限して同盟の義務に服従することを要し、内に於て國民の理解と協力とを要す而して聯盟は區々たる形式上の問題に非ずして人類の自覺的精神的境地に於ける結合を基礎とするものなり」と言へるが如く、ウイルソン氏は曰く「國際聯盟は主義の發見に非ずして主義の普遍的適用なり、即ち共同勢力、共同思想、及共同知識を此偉大にして且仁慈的計畫に傾注せんが爲めに一致し此標準に依て各自別個の行政制度の中に生活せんとする大國間の協約なり今や世界の國民は一家族中の友人同僚として生活し、又然く生活せんことを欲求せり、既往に於て之を實現せざりしも今や之を實現せり、是誠に親交の政府なり」云々。ヘンダーソン氏は曰く「國際聯盟の終局の目的は各人利益

の一致に基く共通の意識を作るに在り、人爲的に區別せられたる境界を超越して國民の良心に適當なる一の世界を作るに在り」云々。抑も今次の戦争の終局に方りて何故に斯かる聯盟の必要を生じたるかと云へば、言ふ迄も無く戦争てふ慘禍を永久に免れんと欲する各國家各民族の衷心の希望に出でたるのである。即ち平和の幸福を全うせんが爲めには從來の如き國際關係に在りて相互の利己的なる競争、嫉妬、排擠、吞噬を目的とする危険、戦争を豫期する武力の均衡によりて辛うじて平和を維持するが如き不安の状態危険の事情を變改して新しき國際的秩序を確立せんとするに在るのである。或は武力の均衡と稱し、或は國家の自衛と唱へて既往之が爲めに不生産的に消費し來れる富力は果して幾許なりしぞ。然してそは悉く一般國民の負擔に歸し、之が爲めに有形無形非常なる苦痛を蒙らしめたるのみならず、國家の平和的文化的の事業を妨害せられ、破壊せられたること實に測るべからざるものが

ある。然して一度戦争の場合ともなれば多数の國民は直ちに陣頭に暴されて砲火的となり、商業も工業も一切中止せられて生活上の幸福は根柢から覆されて仕舞ふのである。人道的社會倫理の上より見て是程慘虐なるものは無い。然も各國家の組織が依然として舊の如くにて専制君主の武斷政治を容易に實現し得るが如き状態にては今次の戦争が全く無意味に歸するを以て斯かる組織や關係を一變し、戦争の開始を單に君主若くは軍閥の野心に任ずること無く、國際間の協同作用に委すの必要を認めたるもの即ち此聯盟の起りたる所以である。聯盟の目的を達せんには獨り各國の君主及政府をして忠實にその義務を守らしむることは勿論なれども、各國民が又等しく此の主旨を諒解し、國民が常に野心家若くは軍閥者流の致す所とならざると共に戦争の慘禍に對する共同の苦痛と不幸とを回避する爲めの協同的精神を必要とするのである。戦争に關する利害の最も重大なるものは多数の國民である。従て

戦争防止の方法及手段に就て最も重大の責任を持つものは實際に於て君主若くは政府よりも寧ろ國民に在りと云はねばならぬ。國際聯盟の原語はリーグオブ、ネーションズであつて國民の聯盟と稱するがその實質である。國民の聯盟と稱するも單なる服從的の國民、言ひ換へれば自由無く權利無き政治的無資格の國民に非ずして、國家の要素たり、基礎たり中心たり而して政治的に活動する實力有る國民の聯盟を意味するものである。蓋し斯かる國民に非ざれば何時にても容易に野心ある君主、若くは軍閥の勢力によりて平和が攪亂せらるゝの憂ひがあるからである。即ち聯盟國の國民は何れも國內政治に於ける實権者で無ければならぬ。少くとも選舉權を所有して自由に其の勢力を政治的に發現し得る所の國民でなければならぬのである。日本帝國が國際聯盟に加入したるは極めて光榮ある事柄である。而もその政治組織は尙階級政治、軍閥政治の域を脱せず、國民の多数は依然として政治的自由を有せ

す。國民的權利を有せずとありては、所謂リーグ、オブ、ネエシヨンスの一員たるべき資格に於て大なる缺點を有するものである。日本に對する興國の信用が往々にして危まる、所以のものは畢竟するに國家として聯盟に對する義務の忠實なる約束が、國民的に徹底を缺く所の政治組織を有するが爲めに外ならぬ。然らば之を徹底せしむるの途は如何と云へば先づ第一に普通選舉を實行するに在りと斷言して憚らぬのである。

國際聯盟の副産物として國際労働法なるものが巴里會議に於て成立した。由來世界の平和に對する脅威は一に曰く軍國主義、二に曰く労働問題、三に曰く人種問題を以て數ふるのである。適ま今次の戦争によりて獨逸の亡滅を見たるが爲めに軍國主義を以て世界を脅威する憂ひは先づ排除するを得たと云つて差支へ無い。殊に國際聯盟によりて不合理なる強國の壓迫を國際間に試むること全然不可能となりたる以上、第二のカイザルは到底出現するを許

さぬであらう。然らば第二の所謂労働問題は如何、近世の産業組織が主に資本萬主義に偏し、労働者の地位、利益、權利は常に資本家の壓迫する所となり、貧富の懸隔漸く太だしくして社會的、生活の不安は世界を通じて最近特に著しき現象である。從て資本家の專横に對する労働者の態度亦世界的性質を帯び、或は社會主義の國際的運動となり、労働組合又は労働黨の示威運動となり、走りて過激なるサンジカリズム、若くはボルシビキズムとなり、其勢力は實に恐るべき脅威となつて來た。元來労働者と雖も等しく人類にして特に社會の大多數を占め、國家の生存發達に貢獻する分量に於て敢て資本家階級に劣るものに非ず。左れば人類文明の利益と幸福とに對して労働者が均等の分配を受けんとする希望は固より當然の事にして、之が運動は決して不合理のものでは無い。若し此希望と運動とを強ひて舊來の因習若くは人爲の手段を以て抑壓防止せんとするが如きことあらば是れ總て社會の一大

禍患を爲すものにて遂に世界的大爆發の因となるべきは明かである。殊に今次世界の大戦争は此の問題に對して最も痛切なる自覺と有效なる教訓を與へた。敵味方を通じて戦線に立てる兵士の三分の二は現に労働者の階級を以て占められた。而して戦争の背後に於る武器其他一切の軍需品の製造は勿論輸送供給は悉く労働者の手によつて爲された。戦争は實に労働者の力によりて終始せられた。その勝利は労働者の勝利である。平和の回復は又労働者の賜である。果然英國に在りても、米國に在りても、將佛伊其他の國に在りても戦争中の施設として労働者の功勞に對し其の生活及び權利を保障するに於て至らざる無く、労働者亦その義務に服すると共に自己の地歩を向上せしむるに怠らず、遂で國際政治の上に労働者の勢力を發揚し、労働者の満足する平和に非ざれば承服せざるの概を示し、遂に列國政府をして之に從はざるを得ざらしめた。是實に戦争の犠牲に對する労働者の負擔に伴ふ必然の報償なるべきも、労働者階級の幸福を重視することが世界の永久平和に關する鍵となることが一般に認められたる大勢の變化に歸すべきである。エルサイエウ宮殿にて立案せられたる國際労働法の序文に曰く「國際聯盟は世界平和の確立を目的とし、斯の如き平和は社會的公正を根柢としてのみ初めて實現せらるべきものなれば不安を醸成するが如き不正、過酷、及多數國民に難澁を與ふる底の條件を包含する労働法規にして存在せんか遂に平和及世界の和合を危くするに至るを以て労働條件の改善は緊急の要務なり。例へば労働日數及時間の最大限度の確立を包含する労働時間規定、労働供給規定、失業の防止生活標準に適應する勞銀の支給、傷害、疾病保護、小兒少年及婦人労働の保護、養老規定、外國に於て労働に従事する場合に於ける労働者利益の保護結社の自由の原則を承認すること職業的及技術的教育機關其他種々の方法等之なり。又一國にして人道的労働條件を採用するを得ざるものあらんか勞

るべきも、労働者階級の幸福を重視することが世界の永久平和に關する鍵となることが一般に認められたる大勢の變化に歸すべきである。エルサイエウ宮殿にて立案せられたる國際労働法の序文に曰く「國際聯盟は世界平和の確立を目的とし、斯の如き平和は社會的公正を根柢としてのみ初めて實現せらるべきものなれば不安を醸成するが如き不正、過酷、及多數國民に難澁を與ふる底の條件を包含する労働法規にして存在せんか遂に平和及世界の和合を危くするに至るを以て労働條件の改善は緊急の要務なり。例へば労働日數及時間の最大限度の確立を包含する労働時間規定、労働供給規定、失業の防止生活標準に適應する勞銀の支給、傷害、疾病保護、小兒少年及婦人労働の保護、養老規定、外國に於て労働に従事する場合に於ける労働者利益の保護結社の自由の原則を承認すること職業的及技術的教育機關其他種々の方法等之なり。又一國にして人道的労働條件を採用するを得ざるものあらんか勞

働條件の改善を欲する他の國々の進歩を妨害する事となるに依り聯盟各國は公正人道の觀念及永久平和を確保せんとする希望に基きて下記の條項に同意す」云々。其第三百八十八條には永久的労働同盟は(一)加盟國代表者の總會議(二)第三百九十三條に規定する執行委員會により監督する、國際労働局とより組織される、第三百八十九條には、加盟國代表者總會議は少くとも一年一回其他必要の場合に開催されるべきものとす、該總會議は加盟各國四名宛の代表者より成り、其内二名は政府側の委員にして他の二名は雇主及労働者を各代表する委員とす云々。斯くて労働問題は、明かに國內的問題の時機を過ぎ去りて既に國際的問題となり、各國家はその國內に於て労働者に對する公正、適當なる法制上の待遇を與ふることに就て聯盟各國に對する義務を充すの條件となつたのである。然して此義務を充すことが即ち國際聯盟の目的たる世界平和の確立を期する所以の一端であるのである。

然るに此の國際労働同盟に就て我國は之に参加したるは事實なるも、規約中の「一日八時間労働と謂ひ十四歳以下の幼年禁止と謂ひ「労働組合」の組織」と云ひ、最も大切な問題に就ては特に除外例を設け、口を産業状態の相違にかりて進で之が賛同をさせざりしのみならず、多くの場合に於て單に意見の保留を事としたる爲め米國委員ゴンバス氏をして「日本委員は何故に斯かる重大問題に對して委員としての判斷力と責任とを有せざるか」と叱咤せしめ、更に巴里の新聞紙をして、「日本委員は世界の進歩と歩調を共にするを欲せざる本國政府が彼の軍國主義よりも更に劣悪なる資本主義の弊に囚はれ居ることを暴露せるものなり」と痛罵せしめた。眞に慨嘆に堪へざる次第である。殊に國際労働法には毎年少くとも一回加盟國代表者の總會議が開かる、ことになつて居る。その代表者は政府及雇主労働者各を代表するものである。政府及雇主は可しとして、我國は如何にして労働者の代表者を出す

べきや、労働者の代表は労働組合の組織ありて初めて之を求め得べきも、現
 在我國の法制上實際に於て労働組合を禁止し居る所に於て之が代表者を得る
 ことは絶対に不可能の事である。官選の労働者代表委員を華盛頓の總會に出
 席せしめて資格審査の會議に附せられ辛うじて列席を許可せられたる如き實
 に失態と云はねばならぬ。五十年前の英國に在りてグラッドストーンが法律
 上労働組合を承認し、更にストライキを以て労働者の権利なりと公認せる事
 實に想ひ合すれば我國民たるもの實に顔色無き次第である。
 今日心ある者は、何人と雖も我國現在の國際關係に於て文明國として承認
 せらわ歐米國民と歩調を一にして進まんには先づ我國の労働者階級の實生活
 及精神生活を發達せしめて歐米のそれと劣らぬ程度に進ましむるに在るこ
 とを認むるであらう。此の指導改善を怠るに於ては我國は到底世界の文明國
 として認められざるは勿論、社會的產業的に消極的壓迫を受くるのみならず、

斯る奴隸労働者の生産する貨物は文明國に輸入するを許さずと云ふが如き積
 極的の強壓を受くるの由来らずとも限らぬ。扱て此事無しとするも歐米諸國
 の労働者の進歩と發達とに對して我現狀を以て處らんことは將來實に寒心す
 べき國家の重大事と云はねばならぬ。日本帝國が世界に對する地位を保ち且
 つ國際聯盟の忠實なる支持者たらんには、先づ以て國際労働法を遵守せざる
 べからず、國際労働法を實際に遵守せんには、勢ひ我が労働者の所謂不正、
 過酷、迷惑なる労働條件を包含する規定を改革せねばならぬ。然して之が改
 革を成就せんには又、必や今日の政治組織、換言すれば資本主義の階級的
 政治組織を變更せねばならぬ。ラッサーが千八百六十三年ライプチヒに於
 て宣言したる如く、「労働者の位置を改良せんとするには先づ労働者自らが各
 種の生産組合を組織するより最良の方法はない。而して之等の生産組合を經
 營維持するが爲めに國家は相當の補助を與ふるとが必要である。國家をして

此義務を果さしめようとすれば政權は常に資本家の手に在る現在の政治組織を變更して労働者をして政權に參與せしむるやうにしなければならぬ。労働者をして政權に參與せしむるの方法は、普通選舉の制度を採用するが、最良の手段である。我労働者は此の目的を達する爲めに團體の下に集つて之れが運動をしなければならぬ」と言はれたる普通選舉の必要は今日我國に於ける労働問題解決の上に特に必要を感じるのである。

講和會議に於ける人種平等問題が、我日本委員に依りて提議せられたるに拘らず不幸にして會議の否認する所となり空しく失敗に歸したるは、獨り我國の面目の爲めに痛憤に耐へざるものあると同時に、世界の人道平和に對して更らに大いなる遺憾を感じるものである。資本對労働問題が將來世界平和の脅威たるが爲めに、國際労働法を制定して其の脅威より免かれんとを謀りたる列國の政治家が何故に、より重大なる人種問題を解決して人道正義の理

想を徹底することに冷淡なりしかは寧ろ不思議と言はねばならぬ。何れの點より之を見るも公明正大なる人種差別の撤廢案が遂に斯かる運命に陥りたるは、一見不思議なるに相違なしと雖も其の茲に至りたるに就ては、自ら理由なきにあらざるのである。元來人種の平等と稱することは理想に於て當然の主張たるに相違なければども實際問題としては又頗る困難なる問題たることは少しく思慮あるもの、明かに認むる所である。人種の平等を認むることは純乎たる道德倫理の見地に基くものにして、社會上、政治上の見地よりすれば、各人種は決して平等、無差別なることを許さぬのである。黃白人種の相違は勿論、黑人若しくは南洋、アフリカ等の野蠻人種に對しては何人と雖も之を一樣視するものはない。彼等の知識能力の相違は自ら生活上の習慣風俗の上に様々なる差別を生じ來たるは避くべからざる事柄である。之等の相違を絶対に無視して單に人種の平等を唱ふるは畢竟空論たるを免かれず、

而して此の問題を提出したる我國の眞意は本來決して斯かる空想を目的とせるものにあらず、實は日本人種の海外移民に對する現在差別的の待遇を、此の機會に於て解決せんが爲めに名を人種平等に藉りたるに外ならず。抑も人種の平等を論ぜん欲せば必ずや人種間に於ける文化の同等を以て其の前提とせなければならぬ。文化の程度の進歩が同等なる場合に於ては、人種差別の問題は決して成立するを得ず。此の結果として移民問題の國際間に於ける解決は又全く相互國民の文化の程度、習慣風俗の如何に依るものと言はねばならぬ。從來日本移民が或は亞米利加に於て、或は加奈陀濠洲等の英領植民地に於て歐米移民との間に差別的待遇を受けつ、ある所以のものは畢竟國民の知識能力が比較的低級にして所謂文化の實質的不平等なるが爲めである。宗教、風俗、言語の相違が特に彼等の感情を刺戟するは勿論、政治的地よりすれば更に其の相違の著しくして容易に平等視する能はざる理由を認

めざるを得ぬ。試に思へ彼等英米國に在りては其の國民性と云ひ、その國家組織と云ひ、全く自由の權利、獨立の思想を根本とし、國家の政治は所謂國民政治、若くは共和政治と稱する最も進歩せる體制を有するに反して、我國民は形式に於てこそ立憲政治、國民政治とは云ひながら、事實に於ては依然たる傳統的の專制的遺習を存し、自由の權利、獨立の思想は尙甚だ幼稚たるを免れぬ。苟て國家の政治に對しては主ら權力に服従し、事大的の陋風あり此の遺習陋風とに浸潤せる日本國民か自由の理想國に移住して、他の歐洲國民と同じく直に國籍を有し、政治の權利を得るに於てその國家の政治に及ぼす影響は果して如何あるべきか。自由國の國民たるべき資格は國民自ら國家を負擔し且自ら經營するの能力を有せねばならぬ。同時に之が經驗と訓練とを有せねばならぬ。此の大切な資格を缺如せる國民が任意に移住し來るに於ては勢ひ自由政治の健全を害せらるゝの恐あるべきを否むことは出來ぬ

彼等が我國民に對して不同化國民、好ましからざる國民と稱して之が入國を拒むもの必しも人種的偏見不合理的排斥とのみ云ふことは出來ぬ。文化の程度特に政治上に於て此の不平等、不一致を現存の狀態としてその事實の上に人種平等論を叫び、差別撤廢論を唱ふればとて誰か之に首肯するものがあらうか。本國に在りては全然政治の圏外に立ち、曾て選舉權を行使したる経験なき日本の移民をして、直に一躍して自由國民の資格を收得せしめんとするは餘りに相手國に對して無遠慮なるのみならず、自國民に對しても不深切此上無き次第である。苟も人種平等を主張せんと欲せば先づその文化的實質の平等を前提とすべく、移民問題を解決せんと欲せば須らく内に於て豫め普通選舉の制を採り國民をして、参政の權利を行使するの資格と經驗とを與ふべきである。然るに是を之れ應ることを爲すして、一面に人種平等論を一再ならず高唱しながら、一面に於ては此問題を以て移民問題と切り離して全然

没交渉なる空論を聲明せる我政府全權の講和會議に於ける舉措に至つては眞個に矛盾とも撞着とも批評の言葉を通り越して一場の滑稽に終りたるは蓋し偶然に非すと云ふべきである。

我國民を差別的待遇の地に置くものは決して英米兩國の政治家若くは國民では無い。講和會議に於て我が提議を破りたる當の敵はヒユウスでは無い。我の政治組織、我の法律制度が自ら國民を差別的に待遇して居る。我が政府や講和全權が自ら移民問題に關して屈辱を承認して居る。折角有爲の時機に際しながら世界の前に好んで小日本となり、小國民を以て處するに至らしめたる這般の大失態は抑も誰の責任であるか。我國民は願て内に大に發奮修養する所が無ければ、日本國民の世界に於ける相場は永久に昂ることは出來ぬ。最近華盛頓に於ける勞働會議に於て特殊國と稱する名譽ある待遇を得たる所以のもの眞に偶然では無いのである。講和會議に於ては五大國より除外

せられ、労働會議に於ては特殊國扱ひを受く、我國民たるもの誰か憤り且羞ぢざるを得んやである。

第七章 普通選挙の歴史

各國に於ける選挙制度の歴史はその國の政體及社會の事情によりて固より一様ではないが、大體に於て制限選挙より漸次その範圍を擴張して遂に普通選挙に到着せるは前章に於て述べた通りである。今特に重なる國々に就て選挙制度に關する概略の歴史を記述せんに

●佛國 普通選挙の主義を初めて制度の上に實行したのは言ふ迄も無く佛國である。即ち有名なる一八四八年の所謂二月革命によりサン、シモン等によりて率ゐられたる社會主義労働階級が蹶起してブルボン朝の王政を倒して第一共和政を布き、憲法制定の爲めに此に普通選挙を實行し國民議會を召集し

たのである。此議會は九百人の議員より成り、滿二十一歳以上の佛國人たる男子、五箇月以來其の選挙區に在住するものは皆投票權を得ることに定められた。此議會によりて制定せられたるものが一八四八年十一月の憲法である。然し此憲法の原則に基きて發布されたのが即ち一八四九年三月十五日の選挙法で嚴格なる主義に於ける歴史上最初の普通選挙法と稱すべきものである。其此に達する過程には一七九一年の王政憲法に於て一院制、間接選挙、年齢二十五歳、一年以上の住居、公民にして若干直接税を納むるを要件とし、一七九三年の共和政憲法には二十一歳、六箇月の住居、且直接選挙を規定し、一七九五年總裁政府憲法には、二院制間接選挙、三十歳、納税及讀み書きを爲すことを條件とし、一八一四年ナポレオン歿後、ブルボン王朝ルイ十八世の欽定憲法に及びて三十歳以上、年額三百法以上の直接税を納むる者を選挙人とし、四十歳以上、一千法以上の納税者を被選資格とし、一八三〇年の王

政憲法には更に年齢を二十五歳、納税額三百法の選舉人、三十歳、五百法を被選人とし、外に學士院會員、醫師、辯護士、大學教授等は百法の納税を以て選舉人たることを得たる等、頗る變化に富だ歴史を有て居る。二月革命以後に在りても所謂普通選舉の根本主義は敢て變らざりしと雖も、大選舉區連記投票、小選舉區單記投票との問題に就ては屢ば變遷を経て遂に現行法に至つたのである。佛國の現行選舉法によれば(一)佛國人たる男子、(二)選舉人名簿登録の年三月三十一日迄に滿二十一歳に達せること(三)其市町村内に民法の規定に依る住所を有し、又は六箇月以上滞在せること(四)法律の定むる選舉無能力の原因なきこと、選舉は直接選舉にして且つ秘密單記投票、小選舉區一區一人制、議員數五百九十七人、選舉人一千〇八十六萬三千四百二十一人(一九一〇)、總人口三千九百六十萬一千五百〇九人、人口百に付き有権者數二十七人六分、議員一人當り人口六萬八千六百六十一人である。

獨逸 一八四八年佛國に於ける二月革命の成功を見る迄は、獨逸全國に通ずる國會の制度なるもの無く、單に各國の聯合になれる同盟會議が有つた許りである。然るに佛國革命の影響を受け、此に全國民の代表議會を設置するの運動を生じ、同年三月五日ハイデルベルヒに於ける新獨逸憲法案起草委員の集會を始めとして、五月十八日には愈々フランクフルトに於て國民議會を召集し、翌四十九年三月二十八日獨逸帝國憲法を制定し、國民會議の議員に公選に依り直接普通選舉且秘密投票の主義を定めた。其後一八四九年五月第二回の憲法制定ありしが共に成功に至らずして終り、斯くて一八六六年普墺戰爭の起るに及び普國は北獨逸の盟首となり、一八七六年二月十四日聯邦議會を伯林に召集し、フランクフルト議會以來の主義たる普通選舉を北獨逸同盟憲法に採用するに至つた。然して一八七一年普佛戰爭の結果、統一の業成るに及びて獨逸帝國憲法の成立を觀たが、普通選舉の主義に於ては敢て變更

する所は無かつた。選挙権に就ては二十五歳以上の獨逸人たる男子にして、法律に定めたる選挙無能力の原因無きものは一般に權利を有し、住居の期間に關する制限は全く之を要せざりしは他國の例と異なる點である。但し普國選挙法に在りては所謂間接選挙にて、直接税の高によりて三級に區分せられ、二十四歳以上、六箇月以來の在在を條件とす、議員數四百四十三人、總人口四千〇十六萬五千二百九十九人(一九一〇)議員一人當り九萬〇六百六十六人の比例となる。勿論是等は大戰前の普國憲法によるものなるが、五十年來殆ど改正を見ざる舊法に屬するを以て時勢の進歩に順應せず、官僚の跋扈、專制政治の存續に便し、議會の本領を没却するに至つて、一面社會民主黨の勢力を激成し選挙法の改正は最近獨逸に於ける政治上の大問題となり、選挙區の變更、階級制の撤廢、秘密投票等國論の要求は遂にカイザルをして之か改正案の提出を儀餘無からしむるに至つたのは現に戰爭中の事である。適ま歐洲

戦局の終末が獨逸の不利に歸すると共に、中央同盟國の瓦解に尋で獨逸帝政の顛覆を見、共和政の樹立によりて此に民主的理想の實現を得たるは或意味に於て戰爭の失敗が齎らしたる政治上の一大成功と謂ふ可きである。

埃太利に於ける最初の選挙法は一八六〇年十月二十日の憲法に基くものにして國會議員は州會に於て選挙する所謂間接選挙に屬し、議員たるものは既に州會議員であること、州會内の或る特定の團體に屬し居ることの二條件を必要とした。尋で七十三年に一大改正が行はれ人民の直接選挙の主義を採りたれども、實際選挙の方法は頗る特種の制度に據り議員總數三百五十三名を人口に應じて各州に割當て、選挙権は(一)大地主(二)都市在住者(三)商業會議所及工業會議所(四)村落在住者の四團體に與へ各團體は別々に法定の議員若干を選挙するの仕組である。此特異なる選挙法に對して勞働階級の不平甚しく社會主義の運動全國に瀰漫し官憲の壓迫加はると共に反抗的氣勢

倍々高まり、遂に虚無黨の危険性を帯ぶるに至つた。斯くて氣運の次第に熱するに及びて一八八七年四月三日には維也納に於て社會民主労働黨の組織を見た。此席上に於ける決議案は普通選舉制の實行を目的とせるものにて、曰く『本大會は有産階級の選舉權獨占の即時的廢止を實行し之を代へるに普通、平等、直接選舉制を以てせん事を要求す』と宣言した。然して是ぞ今日社會黨の源を爲すもので有名なる社會主義者アドラー博士の指導與つて力あることは一般に認めらる、事實である。爾來此運動は次第に實際的政治問題となり、特に一八九三年白耳義に於ける労働者の選舉權獲得の成功に刺戟せられて『白耳義に倣はん』との標語が盛に傳唱さる、に至つた。それは全國大同盟罷業の實行に依て政府及議會を脅かさんとの企である、労働者の選舉權要求に對する熱情は年と共に熾烈を加へ來り、幾回の大會議、幾十萬人の示威運動等行はれたる結果、一八九五年には第一回の選舉法改正を見、超えて一九〇七年ベツク男の内閣によりて第二回の改正案提出され、奥國皇帝亦特にその通過に努められたる結果、初めて直接普通選舉の實現を見たのである。維也納に於ける社會民主労働黨の宣言以來實に二十年の苦心と奮闘との記念に屬するものである。新選舉法の内容は滿二十五歳以上の男子、一年以來の居住を要件とし、被選舉權は滿三十歳以上、三年以來奥國民として國籍を有するものたるを要する。大小選舉區制併用、議員數五百十六人、總人口八百九十九萬五千八百四十四人(一九二二)議員一人當り五萬六千〇七人、或る州に於ては選舉強制の法律を設け、正當の理由なくして投票を行はざるものは一クローネ乃至五十クローネの罰金を課せらる、規定がある。

●白耳義 選舉權に關する要件は多くの國に於て特別法の規定に讓るを例とするに拘はらず、獨り白耳義に於ては憲法の明文に規定して居る。即ち同憲法第四十七條に於て、(一)滿二十五歳以上の男子一個年以上同一市町村内

に住所を有する白耳義國人は一票の選舉權を有す、(二)(甲)滿三十五歳以上、一家の主人として年額五法以上の直接國稅を納むる者、(乙)滿二十五歳以上、價額二千法以上の土地を所有する者又は二個年以上引續年額百法以上の收入を公債又は年金として國庫より受くる者は二票の選舉權を有す、(三)滿二十五歳以上にして大學の卒業證書を有し、公職に在り又は在りし者等は三票の投票權を有す。即ち一方に於て原則として普通選舉を認めながら、他方に於ては家族關係、財産並に教育を標準として複數投票により階級的利益の擁護に便するものである。是れ總て労働黨及自由黨の極力反對する所となりし所以にして『單純純正なる普通選舉』の主張が凡ゆる手段によりて間斷無く繼續され、總同盟罷業、街上示威運動、檄文の配附、議會に對する請願となり、人心の動搖日に甚しきものがあつた。此間内閣の交迭數は行はれ、遂に保守急進兩派の調和を目的とする比例代表主義の實行を見たりしも以て勞

働階級を満足せしむるに足らず、一九一三年四月十四日の大罷業の如きは全國労働者の總數約百三十萬人中四十五萬は一齊に之に参加したる程である。此結果として時の議會は立法議會選舉法改正調査委員會の設置を議決し、三十一名の委員の任命を見たるは實に歐洲大戰前一年五月二十六日の事である。白耳義が大戦の慘禍より再び蹶起して平和と自由の保障を得るに及びて労働黨の要求が更に有利に解決せらるべきは蓋し必然の理勢と謂ふべきである。現在議員數百八十六、有權者百七十二萬一千七百五十五、總人口七百五十七萬一千三百八十七(一九一二年)人口百に付有權者二十二分七、議員一人當り四萬〇七百〇六人。

伊太利の選舉法は其初期即ち一八四八年乃至一八八〇年に於ては頗る制限的のもので有つたが一八八二年に及びて大に範圍を擴張し、滿二十一歳以上の男子、年額十九リルの直接國稅を納め初等教育試験に合格したる者は總

て投票權を有つこと、なり、爾來教育の進歩、經濟の發達に伴ひ、漸次に増加の傾を呈し來りたるも、諸種の事情より選舉權擴張の議は次第に高まりつゝあつた。然も未だ遽に普通選舉の實現は實際問題として稍遠きものがあつた。現に一九〇四年當時ミラベルリ内閣の急激なる選舉權擴張案の提出せらるゝや、チヨリツチーは之に反對して「彼は其提案を以て進歩主義の大發展なりと爲せるも予は是と正反對の意見を有す。予は無智が自由及進歩の味方たることを信することは出来ぬ」と。公々然普通選舉に反對を表明した。然るに此の反對者は一九一一年ルザツチー内閣の提出せる擴張案に對しては、倒に伊國勞働者の經濟的、智識的、道德的の進歩を前提として其徹底を鳴らし、急進黨と相呼應して極力之を攻撃し、遂に内閣を瓦解せしめて自ら第四次ジヲリツチー内閣を組織し、一躍して普通選舉制の實行を企て同十二年六月三十日改正法の公布を見るに至つたのは一に彼が人心收攬策の

達人たる所以を見るに足るのである。即ち該選舉法に依れば年齢三十歳以上の男子は總て選舉權を有し、其外二十一歳以上の男子にて兵役に服し、又は一定の財産資格一年少くとも十九リル八十チエンチシミの直接國税を納むる者は從來讀み書きを爲し得ることの條件を要したるも一切之を廢止し、只三十歳以下で兵役にも服せず、財産資格をも有しない者に限りて讀み書きの試験を行ひ之に選舉權を與ふることにした。斯くして從來三百二十二萬の有権者は一朝にして七百七十五萬人に増加し、總人口の百分の九内外から約百分の二十二三となつた譯で、其中約二百五十萬人は文字を解しない者であるといふに至つては聊か驚かざるを得ぬ。現在議員數五百〇八人、總人口三千五百五十九萬七千七百八十四人、議員一人當り七萬〇〇七十四人、小選舉區制に屬す。

英國は代議政治の模範を以て世界に稱せらるゝに關はらず、其選舉法の

發達は寧ろ比較的遅々たるものがある。是英國民の堅實保守の國民性容易に外界の刺激に動かされず、法制の形式よりも實質を尊ぶの風自ら然らしむるものである。現に一八三〇年の改正を見る迄は、遠く一四二九年の選舉法が引續き行はれて居たのである。即ち庶民院の選舉權を有する者は郡部に在りては年額四十志の收入ある土地所有權者に限り、市部に於ては一市内の同業組合に屬する自由公民又は市税を負担し又は獨立の生計を營む者に限られて居つたのである。此時代に於ける英國の政治は寧ろ貴族及上流特權階級の專制を恣にするの狀にて、多數の民衆は政治上に其勢力を認められなかつた。然るに十九世紀に入るに及びて三回の大改正が行はれた。即一八三二年ロード、グレイの内閣によりて行はれたる改正は英國憲政史上一新紀元を開きたるものにて郡部に於て從來四十志の收入ある土地所有者の外に年收十磅以上の土地の農作所有權（準所有權）及一年の賃賃價格十磅以上にして

六十年以上の存續期間を有する永借地權を有する者、市部に於ては凡て一年の家賃十磅以上の家屋の占有者は其所有者たる借家人たるを問はず一般に選舉權を與ふること、した。然も此改正は更に第二回の改正を要するに至り一八六七年の改革は有名なるデスレリーの演技的飛躍の結果になれるものにて市部の選舉權に大擴張を試み、一般住宅の占有者及年額十磅以上の居室の借主即ち苟も獨立の一戸を構ふる者は悉く選舉權を與ふることにした。郡部に於ても從來年收十磅以上を五磅以上に減じ且如何なる名義に拘はらず年收十二磅以上の土地の占有者を含むことにした。此改革に依りて第一回の改革にて選舉人の數總人口の約二十四分の一なりしものが、直に約十分の一となつた。此結果下級階級の勞働者と雖殆んど包含せらるゝことになつた。が第三回の改革は一八八四年に於て行はれ多少の財産上の制限ありしも殆んど普通選舉と稱すべき程度のもので即ちグラッドストンの内閣によりて大成

せられたるものである。此の改正選舉法が延て最近に至る迄實行せられつ、ありしが、歐洲大戰に際して所謂國民的總動員を行ふ必要上ロイド、デヨ、チ内閣は一大英斷を以て選舉法の根本的大改正を實行した。即ち一九一八年二月第四回目の改正と稱すべきものである。此改正に據れば男子二十一歳以上にして選舉區に六ヶ月以來居住し、或ひは商賣に従事し居る者、大學選舉區に於て大學の學位又は卒業證書を有する者婦人三十歳以上にして地方自治體の選舉者たる者、或は其妻たる者、及陸海軍務に服し、又服しつ、ある所の十九歳の青年にも投票權を與へ外國に在る軍人海員、漁夫等には郵便若くは委任狀に依りて投票を爲すことを許したる等、最も著しき要點である。是か爲めに従來の選舉者八百三十五萬七千餘人より殆んど八百萬人を増加して千六百萬の多數となれるか、其内婦人有權者は六百萬人を算し、尙その内の五百萬人は有權者の妻である。然して議員の總數は六百七十人より更に七

百七人に増加し、總人口四千五百三十六萬九千人、議員一人當り六萬四千五百七十七人である。

米國 立國の根本が民主共和制に屬し代議院議員の選舉は各州に於て國民の直接選舉による其選舉法は各州獨立に定むる處に依るを以て州によつては多少異つて居る。一般に二十一歳以上の合衆國民は原則として選舉權を有し多くの州に於ては一年間其州に定住を要し、或州は二ヶ年、或州は三個月の所もある。又納稅資格を要する州もあり、又名簿の登録を必要とする所もある。選舉は凡て祕密で且つ小選舉區單記投票制による。被選舉權者は二十五歳以上にて七年以來合衆國民たり、且つ其區の住民たるべきことの規定である。議員總數四百三十五、總人口九千三百四十萬二千百十五人、議員一人當り二十一萬四千七百十八人。然してワイオミング、コロラド、ユター、アイダホ、ワシントン、カリフォルニア、アリゾナ、カンサス、オレゴン、ア

ラスカ、ネバダ、モンタナ等諸州に於ては婦人が現に參政權を有し、且つ議員たるものすらあり。

第八章 我國現行選舉法

我國最初の選舉法は明治二十二年憲法の制定と同時に發布せられ、所謂制限選舉の主義に依り納稅資格を以て特に重要な條件とした。即ち直接國稅十圓以上を納むる者に限りて選舉權を與へたのであるが、その範圍の餘りに狹隘なりしが爲めに數年ならずして之が擴張の議論盛に起り、明治三十一年には憲法の起草者たる故伊藤公によりて第一回の改正案が提起せられた。即ち納稅資格を地租五圓以上又は所得稅若くは營業稅三圓以上に低下せんとするものであつたが、衆議院を通過して貴族院の討議に入るに先ち議會の解散となつて仕舞つて、次で三十一年山縣内閣の當時再び同様の改正案を提出

されたが貴衆兩院の議一致を得ずに終り、第三回目の改正案は三十三年の議會に於て漸く成立を見るに至りたるが、政府の原案は貴族院の修正により原案よりも其制限を高め直接國稅十圓以上と云ふことに改められた。然して從來小選舉區制が弊害甚しきものありしが爲めに特に大選舉區、一府縣一區とし別に市は獨立選舉區として依然存續された。爾來選舉權擴張に關する主張は常に衆議院に提唱されたが、四十四年の第二十七議會には普通選舉法案が嘖嗟の間に衆議院を可決して天下を驚かしたることありしが貴族院にては一人の贊成者も得る能はずして否決せられたることは前章にも述べた通りである。斯くて我選舉權は最初の法に比すれば多少低下され、且日露戰役後の増稅により一時に其範圍を擴めたりしも、その後の減稅によりて再び有權者を減じた。加之爾來我經濟社會の發達、教育文化の進歩は最近長足の變化を生じたる爲め、選舉權の擴張は更に痛切なる要求となり、國論亦殆

んど定まるに至つた。殊に世界大戰の結果、所謂民衆的勢力の發動に伴ひ國民の思想及生活の變化は此に參政權分配の要望を一層強盛ならしむる者あり、適々大正八年の第四十一議會に於て政府は之が改正法律案を提出し多年の問題たる選舉權擴張の實行に着手した。その要點とする所は納稅資格の直稅十圓を三圓に低下し、且つ大選舉區を廢して舊法の小選舉區制を復活するにあり。當時議會に在りて政府案に反對し、憲政會、國民黨兩黨より、直接國稅二圓、中學卒業以上の者に選舉權を與へ、且つ大選舉區制維持の提案あり、即ち政府案に依れば從來百四十八萬九千の有權者が二百七十七萬餘人に増加し、百人に付き五人強の割合となる反對黨の案に依れば更に七十萬人を加へて約三百五十萬人となる計算である。唯政府案の擴張が單に納稅額の點に於てのみなるに對し、反對黨の案が中學卒業以上若くは中學卒業以上にして獨立の生計を營むものに迄で及ぼさんとしたるは、郡部と市部との間に於

ける分配の不均を補ひ、智識階級に屬する者をして特に權利の分配を得せしめんとしたるものにて一段進歩の點を認むるに足るのである。然して當時別に一部少數者によりて普通選舉の提唱を見たるも院内に於ては遂に法案として提出せらるゝに至らず、結局政府案は大多數を以て通過した。然して該改正案に對する貴族院の態度は從來極めて保守的なりしに拘はらず、敢て大なる反對も無く、之に賛成し、唯區制の點に於て小選舉區に伴ふ所謂別表の組立方が頗る露骨なる政府黨本位になれるに對して一部の論争を見たるのみなりしは、眞に以て時勢自然の變化に由るものと謂ふ可きか。然して新選舉法の實施は實に來る大正十年の四月を以て行はるべき衆議員總選舉を以て始まるのである。

唯此に一言すべきは我選舉界に於ける小選舉區制の復活が果して如何なる結果を齎らすべきかに在り。大小選舉區各々利弊の相伴ふは免るべからざる

所なるも、今次の改正に於て僅に納稅資格を三圓に低下せると共に小選舉區制を採用したるは果して如何の理由に依るか。當時政府者は辯明して曰く、大選舉區制に於ては候補者の運動費巨額を要し、且つ同黨派同志討を爲すの弊害あり。小選舉區制は之の弊を除き去るを得るのみならず、實際に於て無競争の選舉區を多くし、政争の煩を薄らぐことが出来る。尙小選舉區にては候補者と選舉人との關係を密接ならしめ人物政見を知悉するの便がある。従つて政黨の地盤を鞏固ならしむると云ふに在つた。併しながら今日の大選舉區制はその初め小選舉區制の下に於ける競争の激甚なる遂に郷黨の交際自治の發達を妨ぐる等、殆んど忍ぶ可らざるものありしが爲に、其弊害に鑑みて大選舉區を採用したのである。然も改正以來既往二十年間の歴史と經驗とを積み次第に發達して今日に至れるものである。選舉運動費の多寡は必しも區制の大小に由るものではない、否寧ろ小選舉區の限りある選舉人の小範圍

に於てこそ、買収、情實の行はるゝこと一層太しく、投票の價格が驚くべき點に迄上ることは既往の經驗によりて明かである。従てその費用の如き却つて巨額を要すること大選舉區に劣るものではない。候補者の同志討と云ふが如きは政黨員間の私事とも云ふべく、參政權行使の上より見れば敢て問題に非ず。黨派勢力の懸隔せる爲め無競争の選舉區を出す反面には少數黨の投票が有效なる作用を現はすことが出来ず永久に其代表者を出す能はざるの不幸を忍ばなければならぬ。此點に於て選舉者が廣き範圍に任意の候補者を求め自由に投票を爲し得る大選舉區制の利益に比較すれば、小選舉區は甚だ窮屈にして折角の權利を死物ならしむるの嫌がある。候補者と選舉人との接觸を密にすると云ふことは、寧ろ政見人格の鑑別の點にあらずして却つて情實利害の關係を深からしめ、延て選舉界を腐敗し、議員の國家の選良たるべき威信を失墜し、地方的低級なる僕隸たらしむるに終ること現に諸外國の事

例に於て見る所である。若夫れ小選舉區制によりて黨派地盤の鞏固を期せんとするが如きは餘りに淺薄の見と云はねばならぬ。元來歐米先進國に於ける小選舉區制は主として一般普通選舉の行はる、結果、之が便宜上區畫を小分して選舉を行ふの必要に出でたるものにして、若し今次の政府案が普通選舉の制を採るものならしめ、選舉人の數が正に一千萬にも達する如き場合にてもあらば、到底從來の一府縣一選舉區の制にては之が取締は勿論、候補者の運動上の便宜より見るも不都合なるを免かれず、勢ひ小選舉區の必要を承認せざるを得ない理由がある。然かも事實に於ける選舉權の擴張は僅に直税三圓と云ふに在りて、有権者の數全體を通じて百三十萬位を増加したるに止まり、未だ以て諸外國の普通選舉の例を以て比較することは出来ぬ。即ち英國に在りては百人に付三十六人佛國に在りては人口百人に付二十七人六分、舊獨逸帝國は二十二人二分、伊太利は二十一人八分、白耳義は二十二人七分

ノルウエー諾威は三十三人三分、匈牙利の如きすら六人五分五厘の有権者を有する程其分配の行渡り居れるに反して、我現行法に在りては百人中僅に二人九分、然して新選舉法に於て尙五人強の割合に過ぎぬ。斯かる小範圍の選舉權に對して特に選舉區制を變更して之を小ならしめざるべからざる必要何處にありや。最近世界の趨勢は漸く小選舉區の弊に飽きて少數代表に便するが爲め、多くは中選舉區制を採用せんとするに至れる有様なるに、却つて小選舉區制に復舊するは大なる時代錯誤である。

斯の如くして新選舉法は其擴張の程度に於ても、區制の點に於ても所謂中途半端のものにして徹底を缺くの甚しきものなるのみならず、時代の進歩に順應して能く國家國民の福利を保障するに足らざるは言を要せざる處である。然も斯かる不完全、不徹底の法律が今日世界的大變革の最中に立案せられ且成立せる所以を察すれば、我國に於ける政治家の卓拔なる經世的識見

を缺き、一代の民心を指導作興することを知らざりしに歸すべしと雖も、抑も亦一般社會の事情、民衆の文化が世界的平準を保ちて、平等正義の運動に對し共鳴共調を爲すの自覺に達せざるものありしが爲と謂はねばならぬ。要するに特權階級、保守的者流は常に改革を厭ひ、現狀に安ずるものなれば政治上の理想的革命とも稱すべき、普通選舉の實現は、必ず第三階級第四階級の徹底せる自覺と強烈なる要求に出づるに非ざれば容易に目的を達すべきでない。列國に於ける事例の悉く然るものあるは吾人の前章に述べたる通りである。四十一議會に於て冷遇せられたる普通選舉問題が一年を隔つる今日次第に世の注意を惹き、漸く國論を動かさんとするの狀あるは吾人の特に歡迎する所である。

第九章 普通選舉の利弊

普通選舉は今日世界の立憲國に共通的、一般的の制度にして、苟も文明政治の國に於ては悉く實行せられつゝ、ある所の主義である。一七八九年ミラボ一の有名なる演説に曰く「議會は猶地圖の如し、地圖に於て全國の地形が其儘縮寫せらるゝ如く、議會に於ても亦國民の總ての階級の勢力利害が遺憾なく代表せられねばならぬ」と。此各階級に代表者を約せしむる方法は即ち普通選舉を以て最も適切なりとするのである。従つて所有選舉制度の中に就て最も進歩したる制度なるとは疑ひを容れぬ。唯然しながら如何なる問題に就ても徹頭徹尾完全なるは望むべからざる事にて、假し普通選舉が最も進歩的最も理想的の制度なりとは云へ之が利弊の相伴ふは必然的に免かるゝことは出来ぬ。今普通選舉の缺點として論難せらるゝ所の重なるものを擧ぐれば

(一)下層階級の跋扈 普通選舉は原則として一般社會の總ての者に平等の權利を與ふるものなるが故に、勢ひ社會の下層階級に屬する多數者の勢力を

増大ならしめ、彼等の低級なる智識と感情とを以て選挙の勝敗を左右するの
 みならず、公共の問題が動もすれば彼等多数の利己的解釋によりて決せらる
 るの傾を生じ、上、中流階級の利益が爲に犠牲に供せらるゝの虞あること。
 (二) 社會的秩序の動搖 社會の組織は本来多種多様な差別的階級的の相
 を有し先天的に各人の間には物質上、精神上、又必ず不平等の性質を有して
 居る。是等の差別、不平等が慣習的に道德的に自然の秩序を保ちて國家の體
 制を形造り來りたるものなるに、普通選挙は各人の階級、位地、能力の差別
 を無視して、同一權利の基礎の上に同一の待遇を與ふるが爲め人格の内容に
 屬する自然の高下、優劣を混淆し去り、延て社會道德の秩序を動搖するの結
 果を見るのである。普通選挙が政治上、社會上の民衆化を意味する丈それ
 丈世相をして單調に導き遂に國家の統制力を失ひ、瓦解、土崩の運命に陥い
 るの危険は現在露國の實況之が鑑と爲すに足る。

(三) 煽動誘惑の弊 政治は常に當面の利害問題を解決するにありて國家の
 利害と人民の利害とは必ず一致するものでない。時としては國家生存の必要
 の爲には人民の利益幸福を犠牲にせねばならぬ事が往々にして生ずるのであ
 る。斯かる場合に當りては單に眼前一時の利害を棄て、百年の計に従はねば
 ならぬ。然るに普通選挙に於ける多數の民衆は其智識も思想も共に低級なる
 を常とするが故に將來の利害得失を考慮して自制するの餘裕を有たぬ所から
 選挙場裡の競争に於て眞に識見あり且誠實なる政治家の議論よりも、俗耳に
 入り易き低調なる煽動家の説を迎ふるの風を生ずるのである。且つ民衆は確
 乎たる獨立の判斷力を缺くが故に、情實若くは金錢の誘惑に陥り易き事實
 がある。従て議會に於ける議論も亦主ら下層民衆の歡心を得るの必要より勢
 ひ相競うて急激突飛の言説を事とするに至る。現に歐米列國に於て低級なる
 政治家が下層労働者に媚ぶるが爲め、遂に國際關係の危険をも顧慮せざるに
 至る。

狀を演じて憚らざるが如き、事實は之が活ける教訓である。

是等の非難の外に種々の缺點を擧ぐるもの無きに非ざれども敢て説明する必要もない。今右の三點に就て一言批評を試みるならば、第一多數下級階級の勢力は普通選舉の下に於て有力なるには相違無しと雖も、國政の運用に就ては何れの國に於ても相當の機關ありて之を政治的に或は社會的に牽制調節するの他の勢力の存するあり特に普通選舉の實行は根本に於て一般民衆の健全なる常識の發達を必要條件とするものなるを以て假令如何に下層階級が多數を以て勢力を恣にせんとすればとて其主張と要求とが公正なる道理に基くに非ざれば一般輿論の同情を得ることが出來ぬ。即ち單純なる利己的慾望は事實に於て一般共同の利益と相反するが故に、遂に他の反對を招きて失敗するに至るべきこと明かである。從て下層階級が國家の立法其他の施設に於て其目的を達せんとするには必ずその主張に輿論を首肯せしむるに足るべき道

理の基礎あると共に其手段に於ても公正穩健能く他の贊同を博するに足るの用意が無ければならぬ。往時希臘時代の民主國に於て見たるが如き、將最近露國に於ける状態の如きは普通選舉の制度そのもの、罪に非ずして、一般民衆の程度が普通選舉に不適當なりしが爲に外ならぬ。第二の社會の秩序と稱するものに就ても、其國家の生存、國民の福利に關して必ず保持せられざる可からざる階級的秩序は普通選舉によりて決して動搖若くは破壊せらるゝものでは無い。社會の因習に依り若くは特殊の事情によりて不合理無意識の間に維持せられたる階級的秩序即ち社會の特權階級資本家等の舊組織、舊秩序は平等主義の理想に基く普通選舉の爲に變更破壊せらるゝに至るであらう。蓋し斯の如き變更破壊は毫も忌避し若くは非難すべきものにあらずして、社會の文明進歩と共に當然免かるべからざる運命に屬し、却て或意味に於て歡迎すべき性質のものである。然して普通選舉の實行によりて舊式の階級的秩序

の破壊せらるゝと共に自由に解放せられたる民衆が社會上、政治上に一樣平等の基礎の上に立ち、各自の個人的人格、能力の競争によりて精神的及物質的に自然の新しい階級秩序を造り出すに至るべきは近代文明の世界的大勢と云ふべきである。第三煽動誘惑の弊は普通選舉に對する最も有力なる非難の一にして俗耳に入り易き議論である。言ふ迄も無く一般民衆なるものは固より高遠なる理想に聽従するよりも感情的の煽動説に心を動かさるゝの傾きあるに相違無しと雖も、然も今日の選舉界は各候補者互に實際問題の利害得失を論究して勝敗を決するものなれば、單純なる口舌上の煽動瞞着が然く成功し得べきものに非ず。煽動瞞着が假りに一時を籠絡し得ることありとするも其言動の何等効果を齎らすこと能はざるが爲に立所に信用を失墜するに至るべきを疑はぬ。現に今日歐米の政界に於て一部煽動的政治家の無責任論を聽かざるに非ざるも政治の大局は決して彼等によりて動かさるゝことなく公正

堅實なる政治家が一般に信頼を博し國論の向ふ所を誤らざるは事實の明かに證明する所である。選舉權の神聖を理解せず、情實金錢の爲めに其行使を誤るの弊も全く之れ無きに非ざれども、此は必しも普通選舉に於ける特種の弊害と云ふ可からず、否寧ろ制限選舉の下に於て有権者の少數なる場合こそ、却つて情實運動の機會を供し、買収手段に便利を與へ爲に選舉界をして腐敗に導くこと多きは現に我國の實狀之を證して居るのである。從て普通選舉によりて選舉權の一般民衆に分配せられたる曉は其範圍の廣くして選舉者と候補者との關係も情實的なる能はず。候補者は互に其人格政見を披瀝して公平なる判断に訴ふる外無きに至るが故に比較的に選舉の純潔を保ち得るのである。彼の買収運動の如きも制限選舉による所謂有産階級が實際に於て黄白の誘惑に陥いらざるかと云ふに却つて然らず。現行百四十萬の有権者が選舉の度毎に二萬餘の違犯者を出つゝある事實の如き多額納稅者の互選が

最も買収運動の盛なるの事實は勿論彼等が選舉權の貴重なる所以を解せざるに由るのみならず投票權の少數なるだけ候補者若くは運動者にとりて買収を爲し易からしむるものあるが爲である。左れば普通選舉の下には買収請託は絶対に之れ無しと云ふことは出來ざるも少くとも小選舉區、制限選舉に於けるが如き機會と效果とを發揮すること能はざらしむるは斷言して過ち無き所であつて此點は普通選舉の大なる長所と云はねばならぬ。加之選舉場裡に功名を爭ふ候補者は平生から自家の政見を選舉民に徹底せしめ置く必要から民衆に向つて常に政治的教育と訓練とを與ふるの利益あることも特に著しき長所である。従て彼の戸別訪問の如き愚劣なる運動手段は之が爲に全く無用に歸するに至るであらう。

以上は概括的に普通選舉の利弊を論じたるものなるが、吾人は既に前數章に於て我國體及制度の上に就き、世界變局に處するの急務に就き、理論及實際の兩方面より大體を論述したることを記憶する。更に當面普通選舉の要求に對し一言を附加へんに、今日帝國の狀勢は内外眞に危機に瀕して居る。外は國際關係の困難、極東の位地すら動もすれば根柢より顛覆せられんとするものあり。内は國民思想の不安、生活の動搖、階級の衝突、綱紀の頹廢、正に寒心に堪へざるものがある。政府も議會も官僚も實は悉く舊時代の產物にて、總て新らしき改造時代に適應すべき素質と資格とを有つて居らぬ。彼等は悉く新時代の新勢力によりて社會の外に排除し驅逐し去られねばならぬのである。然るに依然として彼等が此局面を塞ぎつ、あるは何であるか。是れ我國に未だ改造的新勢力の興起するもの無きが爲か將た新勢力の發動を促すべき機會の存せざるが爲か。何れにしても奇怪千萬の現象と言はねばならぬ。試に思へ今日國家の中心力たり、指導力たるべきものは何れに存しつ、ありや、國家は今如何なる方面に向つて進みつ、ありや、之が答辯を爲

し得るもの能く幾人ありや。外交は勿論、立法も、司法も、教育も、産業も總て姑息、不徹底である。不信と、不安と、不真面目とが一切を掩うて居る現代日本の特色である。同じく世界大戦の結果として、歐米列國の國民は五年に渉る慘苦の裡に百練千練して自己の改造を成就した。之に反して我國に在りては二十億圓足らずの金貨を僥倖し得て、一般の人心を昏迷に陥いらしめた。兎が晝寢して龜に追ひ付かれたるに非ずして、龜が晝寢し、更に落後したるの形である。如何にして改造時代に於ける競争を試みんとするのであるか。國家の政治を今の如き政府、議會、官僚及政黨に委せ置くことは餘りに危険千萬にして且時代錯誤の甚しきものである。國家の中心力、指導力を多數民衆の手に收め、その勢力の發現により國家の運命を開拓するもの即ちデモクラシーの大勢にして、改造世界の要求は此に在るのである。日本は今や此新勢力を必要とする然して此新勢力は所謂傳統的舊勢力の外に崛起

し來る所の民衆的第三階級に屬するもので無ければならぬ。而して之を實現するの直接手段は言ふ迄も無く普通選舉の實行にあるのである。元老に依附して成立する政府、利權獲得を能事とする政黨、非立憲主義の官僚、有産階級擁護の議會、資本本位の産業組織空疎なる形式教育を打破し、變革し、刷新し、改造するは唯是に由るの外は無い。然して外列國と共調して世界の平和を維持し、威力あり信用ある外交を行はんこと亦此の手段によりて國民的活力を發揮するに在るのである。

第十章 普通選舉の實施

普通選舉實施の問題は、我政界に於ける當面の最大重要問題として近者著しく高調せらる、様になつた。殊に巴里講和會議に於ける帝國外交の失敗と更に之に伴ふ華盛頓に於ける勞働會議の成跡に刺激せられて、所謂改造運動

は即ち普通選舉の運動たり、普通選舉の運動は直に労働者の運動たるが如き風を呈し、學者の言説、新聞紙の論議一齊に相呼應して何人も反對する者無きの有様である、昨年四十一議會當時の選舉法改正問題に於ける状態に比較すれば寧ろ其意外なるに驚かざるを得ない。一年の前は即ち制限選舉の主義に基く選舉權の擴張が或は三圓と云ひ或は二圓と云ひ、或は教育程度と云ふ區々たる條件の問題に過ぎなかつたものが、今日は一足飛びに普通選舉の主義に變じ、更に其急進論者に至つては新選舉法を絶對的に非認して即時根本的改革を主張するものさへある。現に同じく直税二圓、中學卒業を條件として政府案の三圓説に反對したる憲政會及國民黨が殆んど其前後を争うて普通選舉の黨議を定むる等、又以て機運の甚しき相違を見るに足るべきである。今若し普通選舉の要求が果して國論なりとするも是が實施に就ては如何の準備を要すべきか將た内容に就ては如何の條件を要すべきか。具體的問題

に至つては自ら相當の考慮研究の價值あるを信ずる。

(一) 制度上に關する準備

(1) 地方自治制度 普通選舉は主として國民の政治的權利の平等分配を意味するものにして憲政の根本主義よりすれば自然に地方自治團體より中央の國家團體に及ぼすべきを順序とす。元來立憲代議政治は源を市町村の自治に發し、地方團體共同の利益に對し人民協力して之を擁護し、發展せしむるの義務と責任とを負擔せしむるが爲に選舉權を行使するの制度が遂に發達して國家の政治に及ぼせるものなれば中央政治に對する普通選舉の前提として地方政治に於ける普通選舉は當然の道理であらねばならぬ。現に我國に在りて府縣會及郡會の選舉權に付ては直接國稅金額三圓以上を納むるものに限り、市町村會に付ては地租は其額を問はず其他の直接國稅に付ては二圓以上を納むる者に限り、殊に其制度が主ら

普國に範を取りたる結果として町村に在りては納税額によりて選舉人を二級に分ち、市に在りては三級に區別する等、純乎たる階級的制限選舉主義に據て居る。吾人は必しも中央政治に對する普通選舉の實施は地方自治體の普通選舉の後ならざる可からずと云ふが如き議論を爲すものではないが、下級團體の自治政治に對してすら未だ選舉の權利を行使したること無き人民が直に國政の上に其投票を行はんことは獨り理論の上に於て徹底を缺くのみならず、實際に於て頗る不都合なる嫌ひを免れぬ。従て普通選舉の準備として是が基礎たるべき下級地方團體の階級的制限選舉の制を改正し一貫せる主義を制度の上に實現せんことを望むものである。

(ロ) 陪審制度 は今日世界の文明國に於て一二國を除く外何れも實施せられつ、ある制度にして苟も人民の權利の發達せる所に於ては普通選舉

によりて民衆一般に立法に參與するの權利を有すると共に、陪審制度によりて人民は司法に參與するの權利を有するを常とするのである。然るに我國の現状の如く職業的官吏が裁判官として人民の自由、財産、生命に關する一切の權利を裁判して其過誤に對して責任を負はないのは危險千萬の制度である。陪審制度は人民の信任して選舉したる陪審官が罪の有無を判定し、裁判官は單に法律を適用するに止まるのであるから、比較的公正にして一般を満足せしむるに足るのである。人民が人民自らの權利を司法の上に行使し運用するの能力ありて始めて自分の權利を國家の立法に干與し發揮せしむる資格あるものと云はれ得るのである。國家の立法に對して政治的民衆化を要求する國民は、一面に於て當然司法制度に對する法律的民衆化を要求せねばならぬ。況や人權の確實なる保證なき國家には到底完全なる立憲政治の成立すべきものに非るに於てをや

司法の獨立が動もすれば疑問の焦點となり、法官の非常識が世間の定評となれる今日に在りては陪審制度の採用は、人權尊重の意味に於て寧ろ普通選舉以上であると云ふも決して不當に非ずと思ふのである。

(ハ)労働組合の公認 治安警察法の改正等も亦普通選舉の準備としての主なる要件である。元來世界に於ける普通選舉の實例は既に前章に於て述べたる通り、其初め十九世紀の中葉所謂佛國に於ける二月革命の結果に基くものにして、該革命は前説せる如くサン・シモン等によりて率ゐられたる社會主義的労働者が王朝を覆へして共和の新政を樹てたのにある。其他獨逸の普通選舉は社會民主黨の不斷の努力に依り、奧太利の普通選舉は社會民主労働黨の大規模にして熱烈なる要求に依り、白耳義、英國其他何れも労働者勢力の發達が必ず普通選舉の實施を成就せしめたる實例は殆んど言を要せざるのである。或意味に於て普通選舉は世界に

於ける労働者の政治的勝利の記念物と云うてよい。即ち十九世紀以來の文化的進歩、經濟的發達の結果、多數の民衆特に労働者の知識的生活の變化に連れて彼等の地位及權利の自覺を促し來り、從來の特權階級、有産階級の壓迫に對抗して無産階級の利益の擁護を政治的に具體化するの目的より、先づ選舉權を獲得し、其行使によりて國家の立法を動かさんとするに出でたるものにて普通選舉は目的に對する一の手段に過ぎぬ。従て労働階級が選舉權を得て政治上の一勢力たらんには之が要件として労働階級の利益に關する團體的協力的の組織訓練を有たねばならぬ。即ち組合若くは結社によりて労働者の意見、希望を統一的に且有效的に發表し、運動するの用意が無ければならぬ。若し此の素養と用意とが無ければ假し選舉權を所有するを得たればとて選舉場裡に如何の代表者を選び、立法上如何の政策を實行すべきかの標準を見出すことが出来ぬ。斯

の如くなれば普通選舉の眞意義、眞目的と云ふものを破壊して徒に政治社會の混雜を惹起し、且労働階級自分の利益と幸福とを蹂躪し去るに了るであらう。今日我國に於ては未だ労働組合すら認められず、彼等が資本家、備主に對して其利益を擁護すべき唯一手段たる同盟罷業すら往々にして不當なる法律の壓迫、官憲の干渉によりて一の犯罪視され、太しきは軍隊の銃剣を以て脅威せらるゝことすら珍らしくない。是れ蓋し政府官憲の頑迷なるに由ると雖も、我現行の法律、制度が時代と没交渉なるに歸せざるを得ぬ。華盛頓に於ける労働會議の不始末、八大工業國の伍班より除外せられ、産業上の特殊國扱ひを受くるに至れる如き實狀にありて、日本労働者によりて普通選舉の實施は談何ぞ容易ならんの感無きを得ざるのである。政府に於ても各政黨に於ても本議會に労働組合法案の提出を見るべしと云へるが其果して如何なる内容の法律たるべきや

少くとも床次内相の説の如き縱斷的組合と稱する微温不徹底のもので無いことを望む。然して之と同時に労働者の自由運動を束縛する如き治安警察法は須らく改正せねばならぬ。要するに労働組合の組織、統制無くしては労働者の政治的、社會的勢力の發揚を期することは出来ぬ。労働者階級の勢力が實際に認めらるゝに至らずしては普通選舉は寧ろ徒事に歸せざるを得ない。

(ニ)教育制度の改善が普通選舉に重大の影響を與ふべきは論を待たぬ唯教育は其本質上人民の精神的內容の改善能力の養成を目的とするものなるを以て其効果を一朝一夕に求むるとは出来ぬ。然し之を急速に求むる譯には行かぬともそれ丈根本的、實際的の事業であることが認めらるるのである。政治的權利の平等の前には豫め國民の文化的能力程度の平等を必要とするのである。國政に參與して國家の福利に貢獻すべき重大

の責任を果さんには自ら其負擔に堪ふべき知識、能力を有たねばならぬ。従て國家の教育は亦差別的階級的ではならぬ、少くとも普遍的、平等的に之を施し、自由解放の主義により個性の尊重を主とせねばならぬ。今日世界の各國中普通選舉の効果を充分に有し居り、國家民衆の生存發達を圓滿に遂げ得る國家は何れも國民教育の完全なる根柢を有し居るもので、同じく普通選舉を實施し居るも國勢の不振、政界の腐敗を招きつゝあるものは又全く國民教育の不完全なる所である。我國現時の教育制度は從來官僚政治の餘弊を受け、其制度は階級的、差別的にして其主義は形式的、干涉的である。其結果國民の個性を萎縮せしめ、自由獨立の氣風を消磨した。一方に官學萬能の風を生じ、一方に服從的無氣力の國民を作つたのである。殊に普通義務教育の程度に於ても、列國が多く八年乃至十年の制を採用し居るに關はらず、我に於ては依然として六年制を

維持するの一事は、國民生活は勿論、國家全體の活動力、發展力の上に受けつゝある能率の比較的損失は果して幾許なるべきや、眞に想像の外である。然して文明の進歩、生活の向上に連れて下級勞働階級の子弟教育が一層困難に赴きつゝ、あるは自然の勢である。此狀勢に對して國家が適當なる施設を爲して或は教育費を支給し、或は特種の機關を設け、下級國民の能力、知識をして自然の競争に劣敗者たらしむるが如きことを生じ來らざる様之が制度を改善せなければならぬ。素質の劣弱低級なる國民を以てしては到底普通選舉てふ一方便のみを以て満足なる効果を明

（*）普通選舉に關する要件

普通選舉と稱するも一切無制限に權利を與ふるものにあらず。國によりて各其程度範圍の異なるは自ら免る可からざる所であつて今日我國に普通

選舉を實施すると云ふ場合に於ても之が内容に就ては幾多の考究を要すべき點がある。

(イ) 年齢 伊太利、瑞西の二十歳、英、白、米の滿二十一歳、澳の二十四歳、佛、獨、西、匈、諾の三十五歳等あるも、我國に在りては現行法の選舉權二十五歳、被選舉權三十歳を以て制と爲す選舉權の年齢は暫く措き被選舉權に就ては特に三十歳を定むるの要無かるべく同じく二十五歳にて議院の人たる決して差支無かるべしと思ふ。二十歳の年齢は民法上成年に達し、兵役は勿論、權利義務の主體たる資格を有すと雖も、國家の政治に參與すべく餘りに思慮の成熟を缺くの嫌ひがある。

(ロ) 居住の制限は獨逸は期間を問はず英佛は六ヶ月、澳、白、丁は一年、西班牙の二年、諾威の五年等種々あり。我新選舉法は從來の一年を六ヶ月と改めたるが、普通選舉の場合と雖も六ヶ月間の規定は之も動かすの必要無かるべしと思ふ。選舉名簿制作制前一ケ年の制限は餘りに長きに過ぎ、之が爲に充分他の資格を有するものも此期間を充たさざるが爲に權利を得ざりし者從來尠からずあつたのである。

(ハ) 軍役 英國、伊太利、獨逸共に軍隊に従事するもの若くは兵役を去りたる陸海軍人に選舉權を與へて居る。世間或は軍役と政治とは區別せらるべきものにて軍役に服せるものに選舉權を與ふるを否むものありと雖も、普通選舉の主義よりすれば軍人に限りて特に區別する必要無きのみならず軍役に服し國民の最大なる義務を果したる者に對して參政權を與ふることは寧ろ當然である。身命を捧げて國家に奉ずる程の覺悟あるものに選舉權を與へて奉公の義務を盡さしむるは道理に於ても實際に於ても決して差支無きことである。

(ニ) 獨立の生計 を營むものと云へる規定は市町村公民たる資格として

我自治制に於ける一要件であつて、我選舉法の如く直接國稅の額を以て資格を定むる以上は獨立の生計は必要に非ざるも、納稅資格を撤廢して平等的選舉權を與ふる場合には浮浪人、寄食者の如き一個の生存權すら有せざる者に國家の政治權を與ふるの不合理なるは言ふ迄もない。所謂獨立の生計を營む者、即ち自己の勤勞による收入又は或種の財産による所得により他の扶助、又は計算に依らず、獨立して生計を爲す所の者に對して始めて之が權利を與ふべきである。或は斯の如くする時は現に國稅三圓以上を納むるものにて家内の生活を營むものは獨立の生計で規定の爲に權利を失ふに至るべく、普通選舉による權利の配分が制限選舉に於けるよりも範圍の狹隘を來すべしと云ふ説あるも苟も國稅三圓以上を納むる如き程度の者は當然獨立の生計を營む資格あるものとして認めらるべく、是等は名簿登録の事實によりて定まるのである。

(ホ)知識又は教育 米、伊、白、英、匈の諸國に於ては知識、技術教育を條件として居る。我國に在りては從來總て姓名を自署し得るを要件とし居たのである。普通選舉を實施するに當りても既に住居、年齢、生計等の制限を設くる以上は此上更に教育上の資格を特に規定する必要は無かるべしと思ふ。

(ヘ)婦人の參政權は理想として異議無きも、こは將來の問題とするを穩當なりと思ふ。

(ト)取締罰則 選舉の競争は何れの場合に於ても必ず多少弊害の伴ふものにて之が取締に就ては各國共に種々なる經驗を有つて居る殊に買收請託の弊に至つては随分嚴罰を以て臨むと雖容易に根絶すること能はず。我國の選舉界の如き近來倍々其甚しきを見る、一候補者の選舉費用平均一萬圓を算し、多きは五萬七萬を費すものすら珍しくない。斯くては到

底有爲の士を選出すること能はず、勢ひ成金者流の跳梁を恣にするに至るべく從て選舉の度毎に數萬の犯罪者を出すと雖も、檢舉の方法動もすれば偏頗に流れ政府黨候補者の買収は常に官憲の注意の外に在り、時としては庇護の形跡をすら見るのである。普通選舉の曉は有権者多數なるが故に自然買収の弊を絶つべしと云ふ者あれども實際今日の民度と習慣とに於て果して斯の如きを期し得べきや疑問である。今英國に於ける制度を參考の爲記さんに、從來英國にては候補者の選舉費用に關し法律を以て一定の制限を附してあつたが、一昨年三月の改正案に於ては一層之に留意し新に規定を設けられた。即ち是迄市部に在りて選舉人二千人まで一人に付き六片(約二十四錢)二千人以上一人宛七片、郡部に於ては約其倍額を最高限としたるが、今回は市部に於ては一人に付僅に五片、郡部に於ては七片に低下したので、選舉の關係者は寧ろ實際運動を不能

ならしむるものなりとの批難さへある位である。然して一方候補者の負擔を低減するに力め、(一)各候補者は各選舉人に對して一オンス(七分五分)以内の郵便物を無料で發送し得ること、した。(二)選舉人名簿作製費を地方費又は國庫の負擔とし(三)候補者の政見發表の爲公立小學校を無料で演說會場を使用せしむることにした。尙選舉費用報告の形式を示せば

小生(甲)ハ何年何月何日ニ於ケル何州(市邑)ノ選舉ニ於ケル候補者(乙)ノ選舉辦理人タルノ故チ以テ其ノ選舉ニ於ケル右候補者ノ選舉費用ニ關シ左ノ通報告ス

收入ノ部

- 一、前候補者ヨリ受領
- 一、(丙)ヨリ受領

何 磅
何 磅

(選舉費用トシテ個人、俱樂部、協會等ヨリ受領セル金錢、有價證券、金錢

第十章 普通選舉の實施

普通選舉

ノ對價物ニ付キ其ノ人名等及類を列記スルコト)

支出ノ部

- 一、右選舉ニ於ケル賦課トシテ右州(市郡)ノ選舉長(丁)ニ支拂 何 磅
- 一、候補者(乙)ノ自ラ支辨シタル個人的費用 何 磅
- 一、選舉辦理人トシテ小生ノ支拂ヒタル個人的費用 何 磅
- 一、選舉辦理人トシテ小生ノ受領セル報酬 何 磅
- 一、(何)投票區ノ副辦理人トシテ(戊)ニ支拂 何 磅
- 一、投票立會代理人トシテ(某)ニ支拂 何 磅
- 一、書記トシテ(某)へ幾日分ノ日當 何 磅
- 一、使丁トシテ(某)ノ幾日分ノ日當 何 磅
- 一、左ノ者へノ支拂 何 磅

某へ印刷費

某へ廣告費

何 磅

某へ筆墨紙費

一、郵稅

一、電報料

左ノ借室料

何 磅
何 磅
何 磅

公會開催ノ爲

委員室トシテ

- 一、雜件費(人名、額ヲ理由ト共ニ列記スルコト)追テ
- 一、係員要求(人名、額、理由)
- 一、未拂要求(人名、額、理由)

甲(署名)

斯の如き方法に依りて選舉の費用を公開し、候補者の負擔を減ずると若くは違犯者を出したる區内の選舉人に對する連座法の如き、或は候補者

第十章 普通選舉の實施

若くは運動者の戸別訪問を禁止し、總て選挙運動は言論文章に依るべき事等は特に取締方法として注意すべき點である。

(ト)區制 大小選挙區各一長一短あり、寧ろ中選挙區制にて一區二名乃至五名の選出を爲さしめば少数代表の實を完うし比較的公平なるを得べし。唯從來各國の事例に依るも英、佛、獨、澳、米、伊は何れも小選挙區制にて瑞典、露國は大選挙區、普國は大小選挙區併用制を採つて居るが近來の趨勢は中選挙區比例代表である。

第十一章 普通選挙案の前途

昨年第四十一議會に於て無慘なる最期を遂げた普通選挙問題は、今年の第四十二議會に臨むに方りて忽ち其氣勢を回復し、政府黨を除き議會内の各黨派は争うて普通選挙問題を提唱するに至つた。然して全國の各新聞は殆ど舉

げて普通選挙論に唱和して居る。變化と云へば著しき變化である。唯此間に在りて窃に本問題に對する輿論、及各黨派の態度を観察する時は吾人は少からざる不満を感じるのである。

憲政會は本來の主張よりするも、將黨略よりするも、昨年の議會に於て當然普通選挙を提げて起つべきであるとの議論は随分八釜しかつたのである。併しながら議會に於ける少数黨として獨り普通選挙を主張したりとて其不成立は明かなるのみならず、政友會は勿論、國民黨も何れも基礎を制限選挙の主義に置いて選挙權の擴張を企圖する場合、單に理想に走りて自ら高しとするが如きは、時務に忠實なる態度に非ず。即ち政府案に一步を進めてより多くの擴張を謀るが爲めに、直税二圓教育程度等によりて院内に於ける他派との提携に便するを以て機宜の策なりと信じたのである。三圓、二圓の争ひが如何にケチ臭き謗りを免れずとは云へ實行を主とし責任を重する見地よりす

れば眞に己むを得ない點である。若し時勢の變化を知らずと非難するものあらば、それは獨り憲政會のみ盲目に非ずして、當時の政黨悉く盲目なりしと云はねばならぬ。況んや彼の際に於ける普通選舉論なるものは一部に於ては故意に之を煽揚し、臆病なる貴族院を脅迫して、間接に政府案の通過に利用したる事實さへ明かに認められたるに於てをや。既往は咎めず、遂事は追はずとして偕て憲政會の今回に於ける態度は如何に、吾人は暫らく身を黨外地に置きて冷靜に批評を試みねばならぬ。

抑も今期議會に於ける普通選舉問題は、之を昨年に比すれば大に其政治的價值と且實際的事情を異にして居る。選舉法の改正は既に一段落を告げた。不満足ながら新選舉法は成立し或程度の擴張は實現した。議論として叫ぶ上には去年も今年も擇ふ所無しとするも、之が實行の機會としては甚だ都合の宜しからざるを覺ゆるのである。従て憲政會で今議會に普通選舉を提唱する

として其施行時期を新選舉法實施後の選舉即ち大正十四年以後に於てするは寧ろ適當にして且穩健なる説と云はねばならぬ。殊に新選舉法の實施が一年の後に迫れる今日に於てをやである。憲政上の一大變革とも稱すべき重大なる普通選舉の實行を期する爲めに三年、五年の準備期間を設くることは國家の爲にも國民の爲にも忍び難き程の事柄では斷じて無い。否寧ろ必要である吾人は勿論其實行の速なるを望む。然も之が準備の爲には一年、半年の遅速を争はぬ。然るに憲政會は黨内一部の異論の爲に遂に施行期限を撤して直に次の選舉よりすとの案に改めた。議會の大勢に察し、四圍の事情に鑑みて、憲政會が如何に時期を定めればとて、案の運命に何等の影響無く、憲政會の信用と勢力とに何等の關係も非ざる枝葉の問題に、紛争を重ねたるは洵に苦々しき限りである。

國民黨に至りては更に言語同斷である。四十一議會の當時には、黨内の普

普通選舉論者六人を除名して迄も、其黨議を確守して所謂二圓案を維持し、其後本問題に關しては黙として一言を出さず、人の之に問ふ者あるに對しては昨年二圓案を提唱せる責任を如何とて暗に今議會の普通選舉に對する消極的態度を持ち來りたるに拘はらず、憲政會の議、一と度大正十四年施行の案に定まるや、急遽代議士會を開きて所謂即時實行案の提出を決議して天下に發表したのである。嗚呼斯の如きの態度果して責任ある政黨の所爲なるべきか。然して眞に普通選舉に忠實なるもの、振舞なるべきか、國民黨が憲政會に對する惡感情と、一面世間の人氣に投ぜんとするに急なる心術が餘りに露骨に見え透いて、識者の眼よりすれば如何にも情け無き心地がする。

新政會其他舊官僚派の系統に屬する儕輩の間に普通選舉の論を聽くは近來の一大變態と言はねばならぬ。超然主義の軍閥内閣を謳歌し、之を支持して忠義を盡せる仲間すら化脱發心してデモクラシーの權化とも云ふべき普通選舉運動に参加するに至つて吾人は深く彼等の爲に悦び、國家の爲に祝せざるを得ない。但し希くば彼等の提唱が官僚復活の一次的權略に出でたるものならざらんことを祈るのである。

要之、各黨各派の普通選舉論は純粹と權威との乏しき嫌がある。若し眞心誠意主張を貫徹せんとするならば、這般の重大問題に對しては一齊に聯盟して共に水火を踏むの覺悟と勇氣あるを要する。然して自ら國論を作興し、國民を指導して以て一大改革を成就すべきである。互に異を立て、互に名を争ふが如き態度では、折角の普通選舉問題は却りて政府黨の愚弄する處となりて終るであらう。

天下の所謂言論機關に對しても、吾人は同様の理由を以て輿論を指導せられんことを望むのである。

結論

普通選舉が憲政の理想にして我國當面の要務たるは吾人既に之を前數章に於て悉したるを信ずる。唯其實行如何に就ては飽迄慎重なる用意と眞面目なる態度とを希望する。改造的運動は世界の趨勢である、然し此運動は列國の國民が鐵火の裡に新しき生命を贏ち得んとして眞劍に振ひ起りたる運動である。之に比較すれば我國に於ける改造運動は何となく一種の流行熱に浮かれ居るの嫌ひを免れぬ。普通選舉の運動も實を云へば底力を缺いて居る様な氣がする。都會に於ける有識階級青年學生及一部勞動者の間に稍熱心なる運動を認むるも地方に於ては概して冷淡である。是畢竟するに國民一般の政治的修養の足りない所から、其の要求が切實に感ぜられて居らぬ爲では無からうか。普通選舉の實行は必しも國民の要求を待たずとも、國家は進で之を與

へ政治的訓練と修養とを爲すの機會に供すること亦經世の一策であるから必しも尙早論を唱ふる譯では無い。然しながら同じく實行する以上は豫め一般國民をして其の意義を諒解せしめ之が行使運用の能力を養ひ、將來の過を少からしめんとするは眞に忠實なる愛國者の態度でなければならぬ。眼前の時流に媚びて徒に黨略政略の犠牲に供するが如きは斷じて與する能はざる所である。一九一二年伊太利に於けるヂヨリツチー内閣の普通選舉法は恰憫にして人心籠絡に長せる臨機應變的政治家が、國民の熱心なる要求に促されたるに非ず下層人民の政治的能力の顯著なる進歩を前提とせるに非ずして政府が積極的に遂行したる稀有の適例である。然して其結果の果して如何なるものなりしかは、今日の我國に取りて最も興味ある參考の料である。一九一三年の總選舉の結果に鑑むれば有権者數、投票者數の絶對的增加は明なりと雖も其比例的増減に至りては未だ顯著なる變動を見ず。當選者の政派

に關しては多少普通選舉に伴ひ易き傾向を示せるもの無きに非きりしも、所謂慨嘆すべき出來事の諸所に頻發したること依然として舊と異なるものは無かつた。政府の選舉干渉も亦陰然大規模に行はれ、殊に南伊地方の反對黨の候補者は選舉擁護會と云ふを組織し、首相に迫りて嚴正なる取締りを要求し、首相は知事に警告的訓示を發した。されど因習の久しき地方の官憲は將來自己の榮進は政府候補者選出の如何に關する所少からざるを知るが故に首相の形式的警告は敢て多大の効果を齎らさず、否彼等官憲は政府の警告を以て議會に於ける反對黨の攻撃に對する答辯の材料を造るに過ぎざるものと見做し、寧ろ干渉手段の巧妙を競ふの風があつた。元來伊太利國民は概して政治上自主獨立の思想に乏しく常に政府を萬能視し、政府に依頼して自家の利便を得んとする狡猾卑劣の風が盛である。從て地方に於ける鐵道、水道、學校、停車場、郵便局の如き利害問題は、國家の休戚、政策の得失以上に重大視さ

れ、議員の政府に對する裏面的情實運動の成績如何は、議員として議會に於ける職責上の技能及活動の程度以上に選舉區の有望を左右する實狀にあるのである。選舉場裡に於ける官憲の干渉が最大の效力を有し、常に政府黨を便せしむること殆んど一般の慣習となりて、法規上に嚴禁せらるゝ官吏の干渉に對しても民心は之に憤慨するよりも寧ろ之に阿附するの有様である。此の如き人民をして自由の思想權利の觀念を根本とし、心髓とする普通選舉の制を運用せしむ、其の結果の何等見るべきもの無きに了りたるは蓋し當然である。或は伊太利の普通選舉施行の結果を以て敢て絶望的失敗に非すと評するものあるも、苟も憲政の理想を實現し、民衆的幸福を具體化すべき改造的の大事業が依然たる官憲萬能、黄金萬能の腐敗政治存續の手段に供せらるゝ如きことありては、普通選舉の主張は半ば根柢を失ふものとならざるを得ない。吾人は此點に於て我國民性と因習的勢力とに對して衷心の憂慮を抱くも

のである。カプールは嘗て「吾人は今や伊國を建造した、更に伊太利國民を創設せねばならぬ」と言つた。爾來四十年伊國國民の創設は尙未だカプールの理想を實現する迄に至らぬのである。要するに憲法政治も普通選舉も其國民性と政治的修養との如何に依て其價値と効果との岐る、ものである。英國の憲法政治、民權の發達が世界の模範たる所以のものは實にそのアングロサクソの特性に歸せざるを得ぬ。彼等の個人格の尊重、強固なる意志及活動力が自然に彼等の獨立的精神と奮闘的氣力を發達せしめて所謂個人主義的、自由主義的、實利主義的の國民性を形造つたのである。ブートミーは曰く「英國の自然は英國國民に對して自動的、活動的、豫見的、克己的の諸性質を養成する學校なりき」と誠に至言である。然して此個人主義的性質は單なる自我意識、自我感情を恣にするに云ふ意味のもので無くて、自ら進で規律に従ひ秩序を重すると云ふことを意味する。即ち外部を制御し支配すると同時に

己れ自身をも支配し制御する力を意味するのである。従て自ら立てた又は承認した規則によく服従し、よく信頼し、忠實に義務と責任とを守る所に英國國民の尊むべき一特徴を見るのである。此特性が英國民生活の總ての方面に發現し、殊に政治的に發現して今日の英國を致したのである。英國に在りては個人主義が最も強大なる根底的勢力を爲すとは云へ之と同時に國家の權力を以て微弱なりと爲さば大なる誤謬である。個人と國家とは共に等しく其力量、權限、及び任務を自覺して居る。這是英國歴史の明に證明する所にして國家主權の觀念は英國に於て最も古く且最も承認されたる所である。普通選舉に對する意義及實際の效果に就て吾人は我上下に對して深甚なる反省と修養とを望まざるを得ぬ。之を伊國國民に比し、之を英國國民に鑑みる時、吾人は實に吾人の責任の一層重大なるを自覺せざるを得ない。デモクラシーの眞義は國家の活動が民衆的意識によりて指導せられ決定せらる、に在る、

然も其民衆は智識的に道德的に開發せられたる多數によりて組立てられたるもので無くてはならぬ。無識、猜疑、小膽なる群衆の結合では無いのである。民衆は常に自己を代表する適當なる人材を適當の位地に置くことに不斷の努力を盡し、且つ充分なる尊敬と信頼とを捧ぐる者で無ければならぬ。普通選舉の理想は實に此に在るのである。吾人は現下の我普通選舉の唱道者が専ら議會をのみ目的とし、政黨の戰略にのみ耽るよりも、更に深刻に、且深切に一般民衆に向つて教育的、若くは訓練的意味に於て本問題を取扱はれんことを切望せざるを得ぬ。之が法律の制定に一年二年の遲速は寧ろ論議の價值無きを信ずる。要は問題を其實質からして國民的ならしむるに在るのである。況や普通選舉其ものは有ゆる社會的病弊を醫する萬能膏にして之が法律だに制定すれば直ちに國家の幸福の庶幾せらるゝ、が如き性質のものに非ざるに於てをや。吾人は之が必要を絶叫すると同時に之が準備の尙一層必要なるを

認むるものである。

參考書目

憲法及憲法史研究
選舉法大意
帝國憲法述義
日本帝國憲法論
歐米及日本の政治
日本憲政本論
英國の憲法政治
帝國議會史

參考書目

法學博士 美濃部達吉著
同 上杉慎吉著
法學博士 藤原喜代藏著
法學博士 副島義一著
加藤房藏著
占部直太郎譯
工藤武重著

普通選舉

日本政黨發達史

理想の憲政

立憲勤王論

民族心理講話

歐洲現代政治及學說論集

普通選舉論

憲政の運用

英國々會史

政治汎論

The New Freedom,

Common Sense in Politics.

Government for the People.

法學博士

齋藤熊藏著

江木衷著

尾崎行雄著

米田庄太郎著

小野塚喜平次著

吉野作造著

佐久間秀雄著

高田早苗譯

同

一四六

W. Wilson.

J. E. Hedges.

I. H. Rud.

Justice and Liberty.

The Next Step in Democracy.

G. L. Deckinsor

R. W. Sellars,

普通選舉終

參考書目

389-16

普通選舉目次

第一章	緒論	1
第二章	普通選舉の意義	7
第三章	我國體と普通選舉	17
第四章	政黨内閣と普通選舉	31
第五章	議會の立法と普通選舉	43
第六章	世界大戰と普通選舉	52
第七章	普通選舉の歴史	78
第八章	我國現行選舉法	94
第九章	普通選舉の利弊	102
第十章	普通選舉の實施	113
第十一章	普通選舉案の前途	132
	結論	138
	參考書目	145

目次

大正九年三月十五日印刷
大正九年三月八日發行

定價金四拾錢
(普通選舉)

著者 關和知

發行者 荒川信賢
東京市小石川區音羽町四丁目十一番地

印刷者 渡邊八太郎
東京市牛込區櫻町七番地

不許複製

發行所

東京牛込早稻田
櫻野東京二二三番

早稻田大學出版部

日清印刷株式會社印刷

9.4.24

AI-5J
-12



終